

自治会ハンドブック



秦野市自治会連合会

目 次

1	自治会とは	2
2	市内の自治会組織	3
3	市役所で行える主な手続き	5
4	自治会活動と各種諸団体	9
5	住みよい地域づくりのためのQ&A	22
6	自治会の運営	32
7	自治会役員の役割	34
8	自治会関係団体年間予定表	37
9	回覧等の文書が家庭に届くまで	39
10	防犯灯の管理制度	40
11	自治会活動支援（補助金・交付金）	41
12	市から自治会へ例年お願いをしている事業等 . . .	43
13	自治会活動中の事故	46
14	自治会の法人化	47
15	自治会設立に関する手続き	48

16	自治会規約（例）	49
17	会館運営規約（例）	56
18	自治会事業計画書（例）	58
19	自治会収支予算書（例）	59
20	自治会事業報告書（例）	60
21	自治会収支決算書（例）	61
22	監査報告書（例）	63
23	地区自治会連合会規約（例）	64
24	秦野市自治会連合会規約	67
25	自治会連合会見舞金等に関する規約	70
26	自治会連合会表彰規程	71
27	自治会交通対策部設置要綱	73
28	自治会防犯対策部設置要綱	75
29	自治会関係諸届様式	76
30	回覧板、掲示板	82
31	自治会SNS「いちのいち」	82

自治会の皆様には、日頃から、防犯・防災活動をはじめ、自治会活動を通じて「住みよいまちづくり」のために御尽力いただいていることに改めて深く感謝申し上げます。およそ4年に及んだ新型コロナウイルスは私たちの生活に様々な影響を及ぼし、昨年度は、これまで実施を自粛していた地域行事等も元の姿を取り戻すかのように各地域で開催されました。しかし、自治会の活動や地域行事の再開において、これまで自粛してきた影響が大変大きく、様々な苦勞が生じています。

また、令和6年1月1日には能登半島において、最大震度7を記録する大地震が発生し、今も多くの方が避難生活を余儀なくされています。

この地震の報道でも、過去の大震災と同じように、「助け合いの精神」や「普段からのつながり」が再認識されています。

自治会は本来、暮らしに一番近い自治組織であり、地域の身近な課題を解決するための活動の基盤であると同時に、暮らしの中の不安を安心に変えることができる支え合いや助け合い、人と人のつながりなど、まちづくりの重要なパートナーです。

このハンドブックは、そうした大切な自治会活動の充実と自治会組織づくりの一助になればと作成しているものですが、今回、これまでの自治会長の皆様等からの御意見をもとに、より分かりやすく、役立つように、内容の見直しを行いました。

それぞれの自治会を取り巻く現状は、様々な問題等があるかとは思いますが、ぜひ、自治会活動を進めるうえで、「困ったな」というときや持続可能な自治会運営のために、本ハンドブックをお手元において、自治会の中で御活用いただければ幸いです。

結びにあたり、自治会に多くの方に参加していただき、自分の住む地域を自分たちで更により地域にしていこうという様々な活動、絆につながることを祈念しています。

秦野市自治会連合会

1 自治会とは

自治会とは、同じ地域に住んでいる人（ご近所さん）たちが助け合いや親睦活動、環境美化活動、防犯・防災活動など「地域のまちづくり」を協力して行うために、自主的に結成された組織（グループ）です。

また、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）つきあい」を基本とし、「助け合い」と「共助」の組織で、地域の安全・安心に取り組み、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくための組織（グループ）です。会員の会費で運営され、全世帯加入が望ましい姿です。

<自治会の主な活動内容>

活動内容は各自治会によって異なります。ここでは一般的な活動を紹介していますが、それぞれの特色ある活動を確認、整理しておきましょう。

① 地域の環境美化

美化清掃の実施、ごみ収集場所の管理

② 情報の共有・広報活動

地域や行政情報の回覧

③ 地域での防災活動

地域での防災訓練の実施

④ 住民同士の親睦・ふれあい活動

納涼祭や市民体育祭、敬老会の開催

⑤ 防犯・交通安全活動

地域の見守り活動、防犯パトロールの実施、
交通安全運動、子どもや高齢者の見守り

⑥ 地域福祉活動

日本赤十字社等の各種団体が実施する募金活動等への協力

⑦ 行政との連携（地域の課題への取り組み）

道路の補修や防犯灯、カーブミラーの設置要望等



2 市内の自治会組織

秦野市の自治会組織は大きく分けて、3つの層から成り立っています。

(1) 単位自治会

一般に「自治会」と呼ばれる市民の皆さんが直接入会する自治会のことです。

これらの自治会はさらに幾つかの組やブロックに分かれています。

(2) 地区自治会連合会

単位自治会が集まり、原則的に旧行政区ごとに1つの地区を構成し、地区自治会連合会が形成されています。8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）に分かれています。

(3) 秦野市自治会連合会

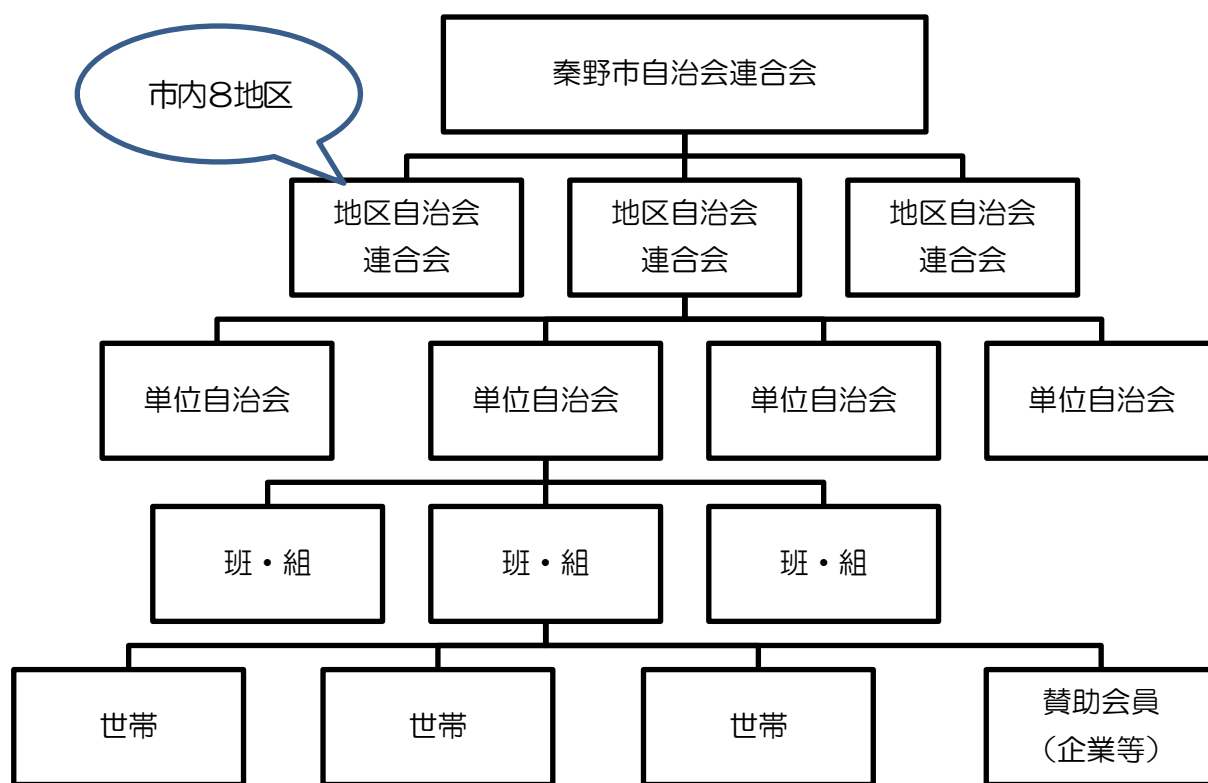
秦野市自治会連合会は、8つの地区自治会連合会により組織されています。

本会の役員は、各地区自治会連合会正副会長 24名により構成されています。

8地区自治会連合会長が出席する企画会では、役員会に付議する事項について具体的な検討を行います。また、24名の役員が出席する役員会は、原則として月1回、開催しています。役員会では、総会で議決された事業の執行及び運営についての協議、自治会に共通する問題についての調査研究、市役所や他の行政などとの連絡調整等を行い、執行機関としての役割を担っています。

総会は、事業計画や予算を決定したり、決算を承認したりする議決機関として位置付けられています。

【自治会組織イメージ図】



3 市役所で行える主な手続き

自治会と市役所の関わりはとても深い繋がりががあります。自治会と関連の深い（市民生活と関わりの深い）手続きの窓口を紹介します。

生活に関すること	
自治会に関すること	市民活動支援課 Tel82-5118（西庁舎3階）
防災に関すること	防災課 Tel82-9621（西庁舎3階）
地域の安全に関すること	地域安全課 Tel82-9625（西庁舎3階）
ごみ（分別等）に関すること	環境資源対策課 Tel82-4401（環境資源センター）
上下水道に関すること	上下水道局お客様センター Tel83-2112
道路に関すること	建設総務課 Tel82-9635 建設管理課 Tel86-6153 国県事業推進課 Tel82-5746 （東庁舎2階） 道路整備課 Tel82-9636 （東庁舎1階）
ペットに関すること	生活環境課 Tel86-6037（西庁舎1階）
市営・県営住宅に関すること	交通住宅課 Tel82-9642（西庁舎2階）
大人の健康に関すること	健康づくり課 Tel82-9603（本庁舎3階）
住所変更、戸籍届出、おくやみコーナー、 マイナンバーに関すること	戸籍住民課 Tel82-5127（本庁舎1階）
市民税、軽自動車税、 原動機付自転車に関すること	市民税課（本庁舎2階） Tel82-5129、82-5130
固定資産税に関すること	資産税課（本庁舎2階） Tel82-7390、82-7391

納税相談、滞納に関すること	債権回収課 Tel82-5134（本庁舎2階）
通訳さんを通しての相談	市民相談人権課 火：ポルトガル語 水・木：スペイン語、英語 金：中国語、ベトナム語 Tel82-5128（教育庁舎1階）
福祉に関すること	
高齢者・介護に関すること	高齢介護課 Tel82-9616（本庁舎1階）
国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること	国保年金課 （国保）Tel82-9613（本庁舎2階） （後期）Tel82-5491（本庁舎2階）
国民年金に関すること	国保年金課 Tel82-9614（本庁舎2階）
生活に困窮している 生活保護に関すること	生活支援課 Tel82-7393（本庁舎2階）
障害（身体、知的、精神）に 関すること	障害福祉課 Tel82-7616（本庁舎1階）
子どもに関すること	
児童手当等の各種手当に関すること	こども政策課 Tel82-9607（本庁舎1階）
子どもの健康に関すること （母子手帳・予防接種）	こども家庭支援課 Tel82-9604（保健福祉センター）
子どもに関する相談 児童虐待相談・通告に関すること	こども家庭支援課 Tel82-5273、84-7800 （保健福祉センター）

こども園、保育所、 幼稚園（私立）に関すること	保育こども園課 Tel82-9606（本庁舎2階）
公立幼稚園に関すること	教育総務課 Tel84-2783（教育庁舎2階）
小学校・中学校に関すること	学校教育課 Tel84-2785（教育庁舎2階）
学校生活に関すること	教育指導課 Tel84-2786（教育庁舎2階）
学童、児童ホームに関すること	こども育成課 Tel86-6310（本庁舎3階）

※各課にて筆談等での相談も受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

その他の問い合わせ先

市のホームページ等

- 最新のイベント情報等をチェックすることができます。

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>



- 秦野市公式X（旧 Twitter）（@hadano_koho）でも確認できます。
- 秦野市公式LINE



- 緊急（大雨・台風・地震など）の情報

bousai.hadano-city@raidens3.ktaiwork.jp ←こちらに空メールを送信し登録してください。

- 秦野市総合防災情報システム

災害による被害状況や避難所の混雑状況等を、
パソコンやスマートフォンから確認できます。

防災行政無線の内容を確認したいときは、

テレホンサービス（Tel：0120-540-822（無料））を利用してください。

詳しくは防災課（Tel：82-9621）まで



ごみの不法投棄

- ・秦野警察署 Tel83-0110
- ・環境資源対策課 Tel82-4401

生活上のトラブル

- ・秦野市消費生活センター（市民相談人権課） Tel82-5181
- ・消費者ホットライン 188

休日や夜間の急患について

- ・内科・外科・小児科：休日夜間急患診療所 Tel81-5019
（秦野市曽屋 11 番地）
- ・耳鼻科・眼科：秦野市消防本部 Tel81-0119
（神奈川県ホームページでも確認できます）
- ・歯科：歯科休日急患診療所 Tel83-3120
（秦野市今川町 1 番 3 号秦野駅前農協ビル 3F）

※その他、よくある問い合わせ内容は「5 住みよい地域づくりのためのQ&A（22頁）」を参照。

4 自治会活動と各種諸団体

自治会と関連の深い各種団体と、その活動内容を紹介いたします。

(1) 地区まちづくり委員会

まちづくり委員会は、地域住民自らの創意によるコミュニティ活動を通じ、地域住民相互の連帯感を醸成し、住民自治意識の高揚を図ることを目的に構成された組織です。

地区のまちづくり委員会の組織構成は、自治会、老人クラブ、婦人会、地区体育協会、交通安全協会、防犯協会、子ども会育成会、PTA、民生委員・児童委員等の地区内に存在する主要な団体から構成されています。主要なメンバーが単位自治会長であることから、その会長に地区自治会連合会の会長が就任しています。

各地区のまちづくり推進事業における目標

- ① 地域住民におけるまちづくり事業の推進
- ② 地域福祉活動の充実
- ③ 青少年育成活動の推進
- ④ 防犯対策・交通安全対策
- ⑤ 自主防災組織の育成強化等

各地区では、住民が地域の特性や課題を把握し、市民一人ひとりが地域に愛着を持てるよう、地域の個性や魅力を生かした「参加と協働」によるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

(2) 秦野市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

秦野市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域福祉）」の実現を目指して、住民主体の理念に基づき、皆さんとともに地域づくりを進めている民間団体です。

社会福祉協議会は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進役」として位置づけられ、国、都道府県、市町村のそれぞれに組織されています。

地域住民や社会福祉関係機関等の参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「自主性」と「公共性」という2つの側面をもった組織です。

社協の組織は、事務局職員だけでなく、地区社会福祉協議会、地区自治会連合会等の住民組織や社会福祉に関する活動を行う福祉団体、ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉団体等で構成されています。

主な活動内容

① 地域住民が社会福祉に係る活動を行う際の支援

ボランティア講座の開催や福祉団体の活動支援、児童生徒への福祉教育、地域福祉に関する広報啓発活動等、住民が地域福祉活動に取り組める環境づくり、住民同士の仲間づくりを進めるとともに、地域の様々な福祉活動を支援しています。

② 福祉総合相談事業

どこに相談していいかわからない生活・福祉に関する困りごとや、複数の分野にまたがる相談、生活困窮等の相談に対応しています。

③ 困っている人への支援

車イスや福祉車両の短期貸出や、ホームヘルパーの派遣、地域で自立した生活を送るために必要な資金の貸付・給付等の、地域に必要な社会福祉を目的とする事業に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は、市内7地区に自治会、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループ、福祉団体など複数の地域組織・団体が中核となり、地域福祉を推進する自主的な住民組織です。略して「地区社協（ちくしゃきょう）」と呼ばれています。

地区社協は、市内8つの自治会連合会区域を基本に市内7地区（西地区社協には上地区自治会連合会区域が含まれます。）に組織されています。

主な財源は、市社協からの運営費交付金（普通会費の6割）や福祉ふれあいまつりのバザー等による収益金、その他の寄付金等です。

主な活動内容

地区社協は、各地域の特徴を活かして、住民による福祉活動を推進・展開しています。

① 広報活動・・・「地区社協だより」の発行や福祉講演会の開催など

② ふれあい・交流活動・・・福祉ふれあいまつりや地域交流会など

③ 研修・学習活動・・・役員研修会やボランティア学習会など

④ 小地域ネットワーク活動・・・ニーズ対応チームやボランティアによる見守り活動やサロン活動など

⑤ その他・・・シルバー料理教室や構成団体の支援など

〔問い合わせ 社会福祉協議会 Tel84-7711〕

(3) 神奈川県共同募基金会秦野市支会

秦野市支会は、神奈川県共同募基金会の計画する共同募金運動や福祉作文コンクールなどの事業を補助し、その目的を達成するために設置されています。

共同募金は、毎年厚生労働大臣が定める募金運動期間（10月1日～12月31日）中に実施され、「赤い羽根募金」として広く市民に親しまれています。

皆様からの募金は、神奈川県共同募基金会を通じて老人ホームをはじめ市内の社会福祉施設及び団体へ配布され、活動費や施設整備及び備品等の購入に役立てられています。

共同募金及び共同募基金会に関する基本的事項は、社会福祉事業の全分野における基本法の「社会福祉事業法」（昭和26年法律第45号）の第8章に定められ、その後、平成12年の改正により「社会福祉法」が施行され、共同募金の目的が新たに「地域福祉の推進」と位置づけられました。

〔問い合わせ 社会福祉協議会 Tel84-7711〕

(4) 日本赤十字社神奈川県支部秦野市地区

日本赤十字社は、赤十字の思想とする人道的任務を達成することを目的に設置され、人道と博愛の精神に基づき、国内はもとより世界の平和と福祉に貢献するため、災害救護活動をはじめ医療や奉仕活動など各種の事業を行っています。これらの事業資金は、赤十字事業に協賛する会員及び協力会員（会員以外の方）の「会費」とその他の「寄附金」によって賄われています。そこで、日本赤十字社の創立記念日など赤十字にゆかりの深い5月の1か月間を「赤十字会員増強運動月間」として、赤十字思想の普及と会員の加入促進に努めています。なお、日本赤十字社は、「日本赤十字社法」（昭和27年法律第305号）に基づく特殊法人です。

〔問い合わせ 地域共生推進課 Tel82-7392〕

(5) 民生委員児童委員、地区民生委員・児童委員会協議会

民生委員は、地域住民の身近な相談相手として、地域の見守りや行政へのパイプ役などの役割を担う福祉ボランティアです。「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けており、秦野市では260名（定数）が活動しています。

民生委員は3年に1度、全国一斉に改選が行われるため、自治会などの協力を得ながら、適任者を探し、選出しています。任期は3年で、「児童委員」を兼ねるため、

「民生委員児童委員」と呼ばれます。

主な活動内容

- ① ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への訪問・見守り
- ② 相談内容に応じたサービスの情報提供や窓口の紹介
- ③ 子育てサロンなどでの相談・支援活動や子育て情報の提供

地区民生委員・児童委員会協議会は、市内の12地区に組織され、その地域を担当する民生委員が構成委員になっています。活動に関する情報を共有したり、委員の資質向上を目指した研修などを行っています。

〔問い合わせ 地域共生推進課 Tel82-7392〕

(6) 秦野市交通安全対策協議会

秦野市交通安全対策協議会は、昭和42年7月7日に発足し、関係行政機関及び交通安全協会、安全運転管理者会、二輪車普及安全協会、自治会連合会、PTA、子ども会育成連絡協議会、老人クラブ連合会等の団体から選任された委員をもって組織され、団体相互の緊密な連絡を保ちながら、組織的で効果的、総合的な交通安全対策をたて、これを市民運動として推進し、交通事故防止を図ることを目的としています。

交通安全運動は、主として本協議会が中心となって実施しています。地域の運動実践団体として住民に交通安全思想の普及啓発を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた運動をしています。

主な活動内容

- ① 交通安全運動の実施
春・夏・秋・年末の各季の運動期間中における啓発、広報活動の実施
- ② 交通安全啓発活動の実施
交通安全講演会、地域の福祉ふれあいまつりでの広報活動等の実施

〔問い合わせ 地域安全課 Tel82-9625〕

(7) 秦野市交通安全協会

地域交通行政に協力して、交通安全思想の徹底と会員相互の親睦を図り交通秩序の確立を期することを目的に、昭和26年5月に発足。現在、総務部会、広報部会、企画部会、指導員部会、婦人部会の5部会が設置されています。支部は、東、

西、南、北、大根、本町の6支部です。

また、その活動は、1・15日の交通安全の日の見守り活動や各種の交通安全運動、交通安全思想の普及のための広報活動、講習会、運転免許更新手続き等、その活動は広範囲にわたっています。

〔問い合わせ 交通安全協会 Tel81-7771〕

(8) 交通指導員、秦野市交通指導員連絡会

交通指導員制度は、地域住民の中から交通安全に真に理解があり、実行力のある者を、所轄警察署長と地区交通安全協会長の連名で委嘱し、所轄警察署が運営していく制度として昭和33年10月に本市で最初の委嘱がされました。昭和49年4月に所轄警察署長と地区交通安全協会長の推薦により、県交通安全協会長が委嘱する制度に改正されました。

平成6年3月に秦野市交通指導員設置要綱が制定され、同4月に施行、事務局を秦野市交通安全協会に置き、全員を市長名で委嘱することになっています。任期は3年です。

交通指導員の主な任務は、1・15日の交通安全の日の見守り活動市内の交通事故多発地点及び主要箇所において歩行者の安全通行に必要な街頭指導及び地域や職域における交通安全思想の高揚を図るための広報活動などです。

昭和52年6月に交通指導員を構成員とする秦野市交通指導員連絡会が交通安全の指導、啓発及び街頭における歩行者の安全を図るための諸活動を行うことを目的に発足しています。

〔問い合わせ 交通安全協会 Tel81-7771〕

(9) 秦野市防犯協会、各支部防犯協会

秦野市防犯協会は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを実現するため、地域社会における自主的な防犯活動の推進を図り、各種犯罪の未然防止に努めることを目的に、さまざまな取組を展開しています。

昭和35年3月25日に秦野市防犯協力会が発足し、現在は秦野市防犯協会と改め、自治会に活動基盤を置く組織になりました。

各自治会の会長、防犯対策部長は、地域防犯連絡所責任者、各支部の理事として、自治会活動とともに防犯協会の支部活動を行っています。

支部防犯協会は、防犯思想の普及、自警心の喚起、各種犯罪の未然防止策等、犯

罪のない明るい地域社会の実現のために各種活動を行っています。

主な活動内容

- ① 春・夏・秋・年末年始の防犯運動
- ② 年末夜間パトロールの実施

〔問い合わせ 地域安全課 Tel82-9625〕

(10) 地域防犯連絡所、地域防犯連絡員

地域防犯連絡所とは、犯罪のない安全・安心なまちづくりを実現するため、地域住民と警察との緊密な連絡調整及び地域の自主防犯活動の拠点とすることを目的として平成5年4月1日より設置されています。

地域防犯連絡所は、おおむね各自治会に1箇所設けられています。連絡所には、連絡所を表示する表示板を見やすい箇所に掲げます。

なお、表示板は前任者から引き継ぎをしてください。破損等の場合は警察署の生活安全課へ連絡してください。

本市においては、地域防犯連絡員は警察署長と秦野市防犯協会長の連名で委嘱され、自治会長が連絡員となり、自治会長宅を地域防犯連絡所としています。任期は1年です。

警察官が行う防犯活動に協力して地域住民の防犯意識の高揚を図ったり、また、犯罪が発生したり、無断で個人の敷地内をうろつくなどの不審者がいるときに警察署や交番へ連絡するなどし、犯罪のない安全・安心なまちづくりを実現するための地域防犯活動に貢献しています。

主な活動内容

- ① 住民、支部防犯協会、自治会と連絡を密にし、警察に対する住民の要望・意見等を取りまとめて警察への連絡・通報
- ② 警察からの指導・連絡や住民の要望意見を取り入れた自主防犯活動の推進
- ③ 警察及び防犯協会からの資料等の情報の確実な伝達

〔問い合わせ 秦野警察署 Tel83-0110、地域安全課 Tel82-9625〕

(11) 防犯指導員、秦野防犯指導員連絡会

防犯指導員制度は、防犯協会と警察が行う防犯活動に協力して防犯広報、防犯指導等を行い、地域住民の防犯意識の高揚を図ることを目的にしています。

本市においては、昭和48年7月1日に15名の指導員が任命されたのが始まりです。防犯指導員は警察署長と秦野市防犯協会長との連名で委嘱し、任期は2年です。

また、具体的な活動は、地域の人たちとの防犯に関する話し合い、防犯パト

ール・防犯診断の実施などです。

昭和49年4月には、防犯指導員の資質の向上と会員の親睦・相互援助を図ることを目的に秦野民間防犯指導員連絡協議会が発足し、平成元年に秦野防犯指導員連絡会に名称変更しています。

防犯指導員の役割

- ① 自主防犯の指導者であること
- ② 防犯問題の良き相談者であること
- ③ 地域の防犯問題の要望や意見の連絡役であること
- ④ 自治会、地域防犯連絡所の協力者であること
- ⑤ 実のある防犯活動を続ける行動者であること

〔問い合わせ 地域安全課 Tel82-9625〕

(12) 青少年相談員、秦野市青少年相談員連絡協議会

青少年相談員制度は、青少年の非行を防止するため、街頭パトロール等を行うほか、地域において少年や保護者の相談に応じ、また、青少年相談室の紹介窓口となることを目的に、昭和52年3月に秦野市青少年相談室設置条例の施行とともに発足しました。

青少年相談員は、地域の青少年に深い理解と愛情があり、青少年育成に熱意のあるボランティア精神に基づき活動のできる者を市長が委嘱し、任期は2年です。

青少年相談員相互の連絡及び協調を図り、青少年の育成指導を行うことを目的に秦野市青少年相談員連絡協議会があります。

主な活動内容

- ① 街頭指導活動
街頭パトロールのことで公園、神社、ゲームセンター等を巡回し、遊んでいる少年に注意や指導を行っています。また、地区ごとに青少年相談員が計画を立て、地域の実情等に応じた自主活動として、月に数回のパトロールや、大きな行事や祭りなどに協力してパトロールを行っています。
- ② 環境浄化事業
有害環境の点検、環境浄化に関する協力依頼等の活動
- ③ その他
地域の健全育成組織と連携し、地域ぐるみの青少年育成活動の推進に協力

〔問い合わせ こども育成課 Tel86-6270〕

(13) 青少年指導員、秦野市青少年指導員連絡協議会

青少年指導員制度は、秦野市青少年指導員の設置に関する規則の施行とともに発足しました。地域社会における青少年活動を推進し、青少年健全育成を図り、青少年に対するゲームやレクリエーション指導などの必要な活動を行うことを目的としています。

青少年指導員は、地域の青少年に深い理解と愛情があり、青少年育成に熱意があり、ボランティア精神に基づき青少年育成にあたることのできる者を神奈川県知事と市長との連名で委嘱し、任期は2年間です。

また、各地区においても地区委員会を組織し、活動しています。

主な活動内容

- ① 青少年団体の活動を活発にし、一人ぼっちの青少年をなくしていくための活動
 - (ア) 子ども会や地域の活動に援助、協力の実施
 - (イ) 青少年団体リーダーを発見し、育てていく活動
 - (ウ) 未組織の青少年たちに集団活動をさせる場作りをするための援助活動
- ② 文化レクリエーション活動を活発にしていくための活動
青少年のためのハイキング、スポーツ活動、音楽会、映画会、読書等の文化活動に対する支援、協力の実施
- ③ 地域青少年育成組織の運営を充実し、地域ぐるみの活動が行われるよう、援助協力していく活動
- ④ 7地区の青少年育成活動推進部会の運営に協力
- ⑤ 青少年指導員相互の連絡及び協同を図り、青少年の育成指導を行うことを目的に秦野市青少年指導員連絡協議会を組織しています。

〔 問い合わせ こども育成課 Tel86-6270 〕

(14) 子ども会、秦野市子ども会育成連絡協議会

子ども会は、地域の異年齢集団による仲間活動、特に子どもの遊びの特徴をとらえた活動を進め、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、子どもの心身の成長発達を促すことを目的としています。

子ども会には、子どもの集団と大人の集団（子ども会育成会・指導者の組織）とが含まれています。子どもの集団は子ども会活動の主体であり、大人の集団とは、子どもの保護者などにより構成され、子ども会を育成し、支援するための「子ども会育成会」と子ども会を指導する「指導者の組織」のことです。

各地区の子ども会相互の連絡及び協同を図り、子ども会育成者の資質向上と子ど

も会活動の充実・発展を期するため、秦野市子ども会育成連絡協議会があります。

〔問い合わせ 各地区子ども会〕

(15) PTA、秦野市PTA連絡協議会

父母と教師を構成員とする団体(父母と先生の会 Parents and Teachers Association)の略で、児童、生徒の幸せを守り、増進することを目的に父母と教師が協力して、教育の振興に努め活動する自主的団体です。

各幼稚園、小・中学校ごとに、学校・家庭における教育に関して、互いに理解を深める活動を展開しています。

秦野市PTA連絡協議会は小・中学校PTAで構成しています。

〔問い合わせ 各幼稚園、小・中学校〕

(16) 老人クラブ、秦野市老人クラブ連合会

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とします。60歳以上の方ならどなたでも入会できます。

単位老人クラブの上に各地区老人クラブ連合会があり、その上部団体として秦野市老人クラブ連合会があります。老人クラブ連合会は活動を通して会員の教養を深め、社会性を養い、心身の健康を保持して生きがいを高めることを主な目的としています。

主な活動内容

- ① 教養活動 ▶各種講習会(水墨画、藤工芸等)、会報の発行、クラブ報告会
- ② 健康増進活動 ▶保健学習、リズム体操、ゲートボール等のスポーツ大会
- ③ レクリエーション活動 ▶カラオケ、囲碁、将棋、俳句、短歌、旅行等
- ④ 地域社会奉仕 ▶清掃、友愛訪問、ふれあい活動、地域行事への参加

〔問い合わせ 秦野市老人クラブ連合会 Tel84-2171〕

(17) 各地域婦人会

婦人を構成員とする団体です。日頃、地域の福祉、環境問題、交通安全、防犯・防災活動等に取り組み、各種実践活動を通じて、家庭や地域に根ざした活動を推進しています。

〔問い合わせ 各地域婦人会〕

(18) (公財) 秦野市スポーツ協会、各地区体育協会

体育、スポーツ等の普及及び推進を図り市民の体力向上と健康増進に努めることを目的に昭和30年3月に発足した秦野市体育協会は、(公財) 秦野市スポーツ振興財団と組織が一元化され、平成28年4月から(公財) 秦野市スポーツ協会となりました。地区ごとに地区体育協会(6地区)、また種目別競技団体があります。

主な活動内容

- ① 教室、講習会、競技会等の開催
- ② 交流促進、情報提供等の実施
- ③ 団体及び人材の育成及び支援
- ④ 功労者等の顕彰
- ⑤ 受託事業の実施等

〔問い合わせ (公財) 秦野市スポーツ協会 Tel84-3376〕

(19) スポーツ推進委員、秦野市スポーツ推進委員連絡協議会

地域社会におけるスポーツの推進を図り市民の体力向上と健康増進に努めることを目的に昭和33年4月に発足した体育指導委員制度は、平成23年8月24日に施行された「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ推進委員制度へと名称変更しました。

スポーツ推進委員は、スポーツの普及及び推進に熱意がありスポーツ基本法の精神に基づき活動のできる者を市長が委嘱し、任期は2年です。

任意上部団体として秦野市スポーツ推進委員連絡協議会があります。

主な活動内容

- ① スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整に関すること
- ② スポーツの実技指導を行うこと
- ③ スポーツに関する指導及び助言を行うこと
- ④ その他、本市におけるスポーツの推進のために必要な事業を行うこと

〔問い合わせ スポーツ推進課 Tel84-2795〕

(20) 消防団

自らの手で災害から故郷を守ろうとする郷土愛護の精神に基づき、地域住民により組織されています。団員は、日常各自の仕事を行いながら、災害に際しては消防活動に従事する非常勤の公務員です。消防団の活動及び設置並びに区域等については条例で定められています。地域とのつながりも深く、また専門の訓練を受けていることから、災害時の地域防火活動のリーダーとして期待が寄せられています。

す。

主な活動内容

- ① 火災時の消火活動
- ② 風水害時の水防警戒、土のう積み等
- ③ 災害の際の避難誘導
- ④ 火災予防、警戒
- ⑤ 訓練研修、機械器具の点検整備
- ⑥ 自主防災組織の育成

〔問い合わせ 警防課 Tel81-7992〕

(21) 公民館運営協議会

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものです。

〔問い合わせ 生涯学習課 Tel84-2792〕

(22) 各地域高齢者支援センター

高齢者の方が住みなれた家や地域で自分らしい生活を送るため、福祉や健康、介護に関する専門の職員が、高齢者の皆さんやご家族、地域住民の皆さんからの相談をお受けする総合的な窓口です。相談を受け、その方にとって必要なサービスの調整等を行い、生活の支援を行います。

主な活動内容

- ① 高齢者総合相談、支援
- ② 介護予防事業（相談、訪問、介護予防ケアマネジメント等）
- ③ 高齢者虐待に関する相談
- ④ 判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援
- ⑤ 地域のケアマネジャーのサポート
- ⑥ 民生委員や自治会等と連携した高齢者支援のネットワークづくり

※各地区の地域高齢者支援センターの連絡先は次ページ参照

秦野市の地域高齢者支援センター

名 称	担当地区名及び大字、居住地番	
① 本町地域高齢者支援センター 秦野市本町3-9-43 TEL 75-8907 FAX 85-5757 mail zaisi@sankikai.or.jp	本町	本町1～3丁目・河原町・元町・末広町・入船町・曾屋1、2丁目・寿町・栄町・文京町・幸町・桜町1、2丁目・水神町・ひばりヶ丘・富士見町・曾屋・上大槻
	東	下落合・東田原の一部
	南	室町の一部
	北	羽根の一部
② 南地域高齢者支援センター 秦野市平沢1750-1 (Mutumi.ケアセンター 1階) TEL 84-2250 FAX 84-2251 mail minamihoukatu@utopia.ocn.ne.jp	南	新町・鈴張町・緑町・清水町・平沢(西、渋沢担当地域を除く)・上今川町・今川町・今泉・大秦町・室町(本町担当の地域を除く)・尾尻・西大竹・南が丘1～5丁目・立野台1～3丁目・今泉台1～3丁目
③ 東・北地域高齢者支援センター 秦野市曾屋11(秦野伊勢原医師会内) TEL 81-0990 FAX 82-7877 mail houkatsu@hadanoisehara-med.or.jp	東	落合・名古木・寺山・小蓼毛・蓼毛・東田原(本町担当の地域を除く)・西田原
	北	羽根(本町担当地域を除く)・菩提・横野・戸川・三屋
④ 大根地域高齢者支援センター 秦野市下大槻173 (高齢者地域交流センター ぷらっと内) TEL 76-5208 FAX 76-5209 mail syonan-houkatsu@kanagawa-swc.com	大根	北矢名(鶴巻担当の地域を除く)・南矢名・下大槻・南矢名1～5丁目
	鶴巻	鶴巻南1、2丁目の一部

名 称	担当地区名及び大字、居住地番	
⑤西地域高齢者支援センター 秦野市並木町5-5 TEL 73-5751 FAX 73-5752 mail nishikoureisha@galaxy.ocn.ne.jp	西	並木町・弥生町・春日町・松原町・堀西・堀川・堀山下・沼代新町・柳町1、2丁目・若松町・渋沢の一部・栢窪の一部・平沢の一部
	上	菖蒲・三廻部・柳川・八沢
⑥渋沢地域高齢者支援センター 秦野市渋沢1124-5（常磐ハイツ101） TEL 79-6532 FAX 79-6531 mail shibusawa-kourei@hadano.or.jp	西	萩が丘・曲松1、2丁目・渋沢1～3丁目・渋沢（西担当の地域を除く）・千村・渋沢上1、2丁目・栢窪（西担当の地域を除く）・千村1～5丁目
	南	平沢432番地
⑦鶴巻地域高齢者支援センター 秦野市鶴巻北2-2-25（メプレスビル3階） TEL 79-9040 FAX 79-9041 mail tsurumaki-houkatu@sankikai.or.jp	大根	北矢名（大根担当の地域を除く）
	鶴巻	鶴巻・鶴巻北1～3丁目・鶴巻南1、2丁目（大根担当の地域を除く）・鶴巻南3～5丁目

※ご利用時間は、各地域高齢者支援センターいずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※その他、前記以外に地域により自治会がかかわっている諸団体があります。

5 住みよい地域づくりのためのQ&A

自治会と行政との間には、「住みよいまちづくり」という共通の目的があり、市の行政は、市民生活に深く関わっています。

そこで、自治会と市の行政が関わる部分を中心に、Q&A形式で問題を整理しました。

回覧依頼について

Q 行政以外にも民間企業や福祉団体から物資の斡旋等の回覧依頼がきますが、どのようにすればよいでしょうか。

A 行政回覧については、自治会連合会と市とでルールを決めています。民間企業や福祉団体から物資の斡旋等の回覧依頼をすべて受けると、膨大な量になってしまうといった悩みがあります。自治会は自治会員の福祉向上、自治会活動などのために必要な情報の提供として、回覧という方法を採用しています。回覧は、会員の協力と負担の上に成り立つ方法であるため、それらの扱いについて、どのようなものを回覧するかといったルールを決めておくといよいでしょう。

回覧の停滞解消について

Q 自治会内の回覧物が各世帯で停滞し、最後の世帯へ回るところにはチラシ内の行事等が終わってしまっていたということがあります。どのように改善すればよいでしょうか。また、送られてきた回覧物等に不足が生じた場合はどのようにすればよいでしょうか。

A 行政回覧については、ルールに従って毎月15日に会長宅に到着するようになっています。自治会員の中には単身世帯や共稼ぎ世帯もあり、回覧が停滞してしまうことがあります。改善方法としては、組の世帯数を余裕を持って回覧できるように編成替えを行うことが考えられます。また、各世帯で回覧を次の世帯に回す場合に、日付けを入れる等の工夫をし、会員の自覚を促すことも大切です。

送付された回覧物に不足が生じた場合はそれを発行した市の担当課、機関等へ直接連絡してください。

また、組・世帯数に変更がある場合は、自治会連合会事務局まで、連絡してください。

〔 問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118 〕

マンション管理組合と自治会について

Q マンションの管理組合と別に自治会をつくる意味はどこにあるのでしょうか。

A マンション管理組合は区分所有者全員を構成員として共用部分の維持管理を行うことを目的とする団体です。この場合、区分所有者がマンションに居住しているか否かは関係がありません。他方自治会はマンション居住者を単位として、居住者の生活向上・親睦を目的とする団体です。自治会は結成も任意であり居住者の加入・退会も自由です。区分所有者がマンションに居住していない場合や他の場所に転出して、第三者に賃貸する例が多くあります。そのような場合、マンションに居住する者が、区分所有の有無に関係なく、居住者としての立場で自治会の活動をすることは、快適な生活を送る上で大変意義があります。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

自治会掲示板の設置について

Q 自治会掲示板を設置したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A 自治会掲示板は、自治会の経費で設置し、壊れた場合も、自治会で負担し修繕してください。

なお、防災目的の掲示板の設置については、市の補助金対象になる場合がありますので、防災課に相談してください。

〔問い合わせ 防災課 Tel82-9621〕

NPO法人格の取得について

Q 自治会は、特定非営利活動団体（NPO(Non-Profit Organization の略)）の法人格を取得できるのでしょうか。

A NPOでは、会員の資格が、誰でも自由に会員になれること、活動内容が閉鎖的な内容でなく、地域に開かれた内容であることが要件とされ、この要件を満たせば基本的にNPOの法人格を取得することも可能になります。その場合〇〇〇自治会という名称から他の名称へ変更する必要性がでてきます。

(県民総務室より)

しかし、自治会の会員の資格取得には、地縁による制限が設けられています。

また、一定の地域を限定して活動の基盤としていますので、それらの点をクリアしなければNPOの法人格を取得できませんので、現実的には、NPO法人格を取得することは、自治会の性格からみて、できないといえます。自治会は地方自治法上で一定の要件の下に「地縁による団体」として、法人格を得ることができるようになっています。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

夜間違法駐車対策について

Q 夜間違法駐車の手が自治会内に目立ちますがどのような方策を講ずればよいのでしょうか。

A 長時間の路上駐手は、ルール違反であるばかりでなく、通行の妨げになり事故の原因にもなることはだれもが理解できるところです。しかし、実際にはなかなか後を絶たず、住みよい地域づくりを目指す自治会にとって頭の痛い問題です。自治会には違法駐手を取り締まる権限がありませんので、交通安全対策部長を中心に、運転者一人一人が自覚を持つように、会員相互で注意しあったり、啓発チラシの配布などをしたり、啓発運動を粘り強く行うことが大切です。

駐手違反の取締りは警察署が行うものですので、悪質な場合については、警察に通報しましょう。

〔 問い合わせ 秦野警察署 Tel83-0110 地域安全課 Tel82-9625 〕

道路標識について

Q 道路標識が倒れていますが、どこに連絡すればよいのでしょうか。

A 標識の内、通行止めなどの交通規制標識や横断歩道などの指示標識は、交通管理者（県の公安委員会）の設置で、秦野警察署にて管理しています。案内標識や警戒標識（黄色地に黒）は、道路管理者が設置し、管理していますので、倒れていたり壊れている場合は、各管理者まで連絡してください。

問い合わせ 規制標識・指示標識は、 秦野警察署 Tel83-0110
案内標識や警戒標識は、（市道）建設管理課 Tel86-6153
（国道）国土交通省横浜国道事務所厚木出張所 Tel046-221-0004
（県道）神奈川県平塚土木事務所 Tel0463-22-2711

カーブミラーの設置について

Q カーブミラーを設置して欲しいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。また、壊れたり見にくい場合にはどうすればよいのでしょうか。

A カーブミラーの設置には市では一定の取り扱い基準を設けていますが、T字路やカーブになっている所で危険と思われる箇所については、個別に相談をしてください。既存ミラーの方向修正や面交換についても、要望がある場合は相談をしてください。

〔 問い合わせ 建設管理課 Tel86-6153 〕

横断歩道や信号機の設置について

Q 自治会内の交通が激しい場所に横断歩道又は信号機を設けてほしいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 横断歩道や信号機の設置は、神奈川県公安委員会が所轄しています。設置については、交差点の形状、交通量、横断歩行者数など交通実態を総合的に考慮し、これらの箇所の優先度をみながら順次設置されていますが、緊急に設置を要する箇所が多いことに加え、用地取得の必要な箇所等もあり、要望から実現までには、かなりの期間を要するケースが多くなっている現状です。

〔 問い合わせ 秦野警察署 Tel83-0110 地域安全課 Tel82-9625 〕

交通規制について

Q 通勤の車が抜け道として通学路に入っこないように交差点の交通規制ができないでしょうか。

A 交通規制は、神奈川県公安委員会が所轄しています。交通規制は、生活道路としての利用者にも大きな影響を与えるため、道路構造、交通量、迂回道路等の交通実態ばかりでなく、地元の方の総意の確認も踏まえ、総合的に検討され実施されています。

〔 問い合わせ 秦野警察署 Tel83-0110 地域安全課 Tel82-9625 〕

道路・公園等の一時的な使用について

Q 道路・公園等の一部を自治会の行事で一時的に使用したいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 自治会の行事で一時的に道路や公園を使用（占有）する際は、それぞれの管理者の占有許可が必要です。

（ 問い合わせ（市道）建設総務課 Tel82-9635
（市立公園）公園課 Tel73-8612
（国・県道・県立公園）国県事業推進課 Tel82-5746 ）

道路照明灯について

Q 道路照明灯がありますが、管理はどのようになっていますか。

A 道路の照明灯には、大きく分けると街路灯と防犯灯があります。

道路管理者が夜間における交通の安全と円滑化を図るため、必要がある場合に設置した照明施設を通常「街路灯」といいます。

また、秦野市防犯協会に帰属し、自治会又は防犯灯管理組合が管理するもので、交通安全と犯罪防止のために必要がある場所に設置した照明施設を「防犯

灯」といいます。これ以外にも商店街で設置したものや、公園や病院などの施設管理を目的とした照明もあります。

街路灯と防犯灯には各々にプレートが付けてあり、管理者とプレート番号が記載されています。通報の際にはこの番号を控えて連絡してください。街路灯の管理は道路管理者、防犯灯の日常管理は自治会で、新設、建て替え、移設などは防犯協会で役割分担をしています。

問い合わせ 市道の街路灯は、建設管理課 Tel86-6153
国・県道の街路灯は、国県事業推進課 Tel82-5746
防犯灯は、防犯協会事務局（地域安全課内）Tel82-9625
公園灯は、公園課 Tel73-8612

防犯灯の設置について

Q 防犯灯を設置して欲しいとの話がありますが、どのようにすればよいでしょうか。また、防犯灯の球が切れた場合はどのようにすればよいでしょうか。

A 新しく防犯灯の設置を希望するときには、自治会を通じて防犯協会事務局に相談してください。（建て替え、移設も同様）

防犯灯の日常管理は自治会で行うことになっていますので、定期的に防犯灯の球切れ等がないか確認いただき、修理等についてはそれぞれ防犯灯の番号と修繕の内容を防犯協会提携先のコールセンターに連絡してください。

問い合わせ 防犯協会事務局（地域安全課内）Tel82-9625
コールセンター Tel0465-34-0858

ごみの不法投棄について

Q 自治会の区域内の空き地にごみの不法投棄があります。どこへ連絡すればよいでしょうか。

A 不法投棄は犯罪です。発見したら秦野警察署へ通報してください。また、看板設置等のご相談は、環境資源対策課に連絡してください。

不法投棄は、草などが茂っている人目のつかない場所に投棄されやすいため、日頃から所有者が草刈りなどを行い、きれいに管理しておくことが大切です。市では美化活動や不法投棄パトロールなどを行い、地域と一体となっておみのないまちづくりを呼び掛けています。

〔 問い合わせ 秦野警察署 Tel83-0110 環境資源対策課 Tel82-4401 〕

ごみ収集場所の設置について

Q ごみ収集場所をつくるにはどのようにしたらよいでしょうか。

また、その管理は、どうしたらよいでしょうか。

A 新たにごみ収集場所をつくる際は、環境資源対策課へ相談してください。

市では、現行の収集場所の状況や利用世帯数、新たな場所が収集場所として適切かどうか、収集作業や収集車の通行に支障がないかなど、総合的に判断し、認めています。

ごみ収集場所は、自治会未加入の方も利用することができます。そのため、収集場所の維持管理については、利用者の皆さんで清掃当番等を決め、清掃等を行ってください。ルールやマナーを守り、皆さんで適正な管理をしてください。

〔 問い合わせ 環境資源対策課 Tel82-4401 〕

動物の死体の処理について

Q 道路などで死んでいる飼い主不明の犬や猫などは、どのようにしたらよいでしょうか。

A 道路で死んでいる飼い主不明の犬や猫などは、市で回収を行いますので、環境資源対策課に連絡してください。なお、私有地に立ち入っての回収はできません。お近くの収集場所に置き、環境資源対策課に連絡してください。

また、家庭で飼育されていたペットが亡くなったときは、環境資源センターで合同埋火葬の受付を行っていますので、ダンボールに入れて、ガムテープ等で封をしてお持ちください。（手数料1体6,380円、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで）

〔 問い合わせ 環境資源対策課 Tel82-4401 〕

害虫駆除について

Q 害虫が広場に発生しましたが、だれが駆除すればよいでしょうか。

A 自治会が管理している広場であれば自治会、また、民有地の広場であれば土地の管理者や所有者が責任を持って駆除しなければなりません。

なお、公共施設の公園や道路の街路樹等につく樹木の害虫の駆除は、施設を管理している公共団体が行いますので気が付いたら連絡するようにしましょう。

〔 問い合わせ （市道）建設管理課 Tel86-6153

（国・県道）国県事業推進課 Tel82-5746

（市立公園）公園課 Tel73-8612 〕

電線、電話線にかかった樹木について

Q 電線や電話線に木の枝がかかっている（または、かかりそうな状況）を目撃しましたが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 感電等の危険が伴うので、自分で剪定しようとせず、まずは、電力会社へ連絡してください。（電話線の場合はNTT）。また、場所を聞かれるため、電柱に記載のある番号等を確認し、（最寄りの）電柱に書かれた連絡先や自宅敷地内の場合は、電気料領収書等に記載された電力会社に電話してください。

なお、伐採された枝の処分等は、通常、電力会社では対応しません。

空き地の管理について

Q 隣の空き地に草が生えて、困っていますがどうしたらよいでしょうか。

A 土地は所有者が管理するもので、直接自治会等で、隣地の所有者に草刈り等のお願いをしていただくことになります。それでも対応がなされない場合には、市から所有者に対し、適正管理の指導をします。

〔問い合わせ 生活環境課 Tel86-6037〕

空き家の管理について

Q 隣の空き家で、草が生えていたり枝が張り出したりして困っていますが、どうしたらよいでしょうか。

A 空き家の管理は所有者が行う必要がありますので、所有者等が判明している場合は、直接自治会でお願いをしていただいて構いません。それでも対応がなされない場合等は、市で所有者等に管理の依頼をしています。

〔問い合わせ 交通住宅課 Tel82-9642〕

ペットの飼い方等について

Q 犬や猫のふんが散策路などで放置されていたり、鳴き声が大きかったりして困っています。また、野良犬や猫を見かける事が多いのですが、何か対応策はありませんか。

A 飼い犬や飼い猫のふん、鳴き声等については、飼い主が分かる場合は、適正な飼い方の指導を県平塚保健福祉事務所秦野センターが行います。

また、まちを清潔に保つためには、自治会や地域の方々の協力による啓発活動が不可欠です。市（生活環境課）では、犬等のふんの処理を呼びかける啓発用の看板を用意し、一人2枚まで無料配布していますので、ぜひ利用してください。

野良犬や係留されていない（つながれていない）犬を見かけた場合は、捕獲を行いますので、県平塚保健福祉事務所秦野センターまたは県動物愛護センターに連絡してください。捨て猫や飼い主のいない猫に、無責任なエサやりをしている人を見かけた場合は、「秦野市猫の適正飼育ガイドライン」を参考にしてください。相談等については、市（生活環境課）、県平塚保健福祉事務所秦野センターまたは県動物愛護センターに連絡してください。

問い合わせ 飼い方指導等は、県平塚保健福祉事務所秦野センター Tel82-1428
係留されていない犬は、県動物愛護センター Tel58-3411
猫のガイドラインは、生活環境課 Tel86-6037

自主防災について

Q 自主防災は、なぜ必要なのでしょうか。

A 自然災害から生命・財産を守っていくには、個人には限界があり、行政や防災関係組織だけでも全て対応できるものではありません。隣近所の人々が助け合い、行政とも協力して、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの共同防災活動が大切です。大規模災害時には、消防や自衛隊はすぐに駆け付けることができません。もし、火災が発生したり、家の下敷きになって逃げ遅れたりした人がいたら、そこで初期消火や救出活動できるのは、そこにいる人たちしかないのが現実です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、令和元年東日本台風等の例を挙げるまでもなく、それぞれが精一杯の活動をできるだけ有効に行う必要があります。そのために、平常時から地域のコミュニケーションを取り合いながら、役割分担を定めた自主防災組織を形成していくことが必要になります。自然災害は、いつどのような形で襲ってくるかわかりません。日頃からきめ細かな防災計画を立て、訓練を積み重ねることが大切です。

市からの支援としては、防災備蓄倉庫の設置や防災資機材の購入に対する助成制度、自治会オリジナルの防災マップ作成支援があります。また、各避難所（各小・中学校及びメタックス体育館はだの（総合体育館）23か所）には避難所運営委員会を設置し、災害時の避難所の運営体制を整備しています。

〔問い合わせ 防災課 Tel82-9621〕

募金活動について

Q 赤十字会員増強運動、共同募金運動（赤い羽根）、市社会福祉協議会普通会員募集運動と年3回の募金活動がありますが、なぜ自治会が集めるのですか。また、自治会によっては、募金を自治会費から出しているところもありますが、この方法はいかがでしょうか。

A 共同募金は、アメリカなどでは企業からの募金が主体になっています。日本では、個人や職域でも募金活動が行われていますが、自治会を通じて集める戸別募金が主になっています。こうした背景から、地域に数ある団体の中で、住民の多数が加入する自治会は、その代表的で最大規模のものがあるため、各種募金団体等は組織力のある自治会に協力依頼をしているところです。

日本赤十字社に会費等として納められたものは、日赤全体の事業のほかに、地

域での被災援護や献血事業などにも使われています。共同募金の場合もその一部が市社会福祉協議会を通じて、地区社会福祉協議会に分配されています。また、市社会福祉協議会が目指す「地域福祉の向上」は、自治会の目的と重なる部分がありますので、自治会でも市社会福祉協議会の普通会員募集運動に協力しています。市社会福祉協議会では、集まった会費の3割は、市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に、6割は、地域福祉を担う各地区社会福祉協議会に、1割は、各地区自治会連合会の事業に充てられます。

自治会費からの募金支出については、募金の主旨からすれば、個々の世帯から自主的に寄せられるのが本来の形ですが、自治会の中には世帯数が多いところや単身世帯等で留守がちな世帯が多いなどの理由で、実態として募金活動が思うようにいかない場合があります。この点については、本来の募金の主旨を念頭に、個々の会の運営と募金の協力状況などを考慮して、各自治会の実情に合った方法で実施してください。

〔問い合わせ 共同募金、市社協会員募集は、市社会福祉協議会 TEL84-7711
日赤は、地域共生推進課 TEL82-7392〕

大切な方を亡くされた場合の市役所の手続きについて

Q 大切な方を亡くされたご遺族が、市役所での様々な手続きについて、何をしたらよいか、どこへ行けばいいのか困っています。どのように対応したらよいのでしょうか。

A 大切な、身近な方が亡くなると、それに伴って多くの手続きが必要になります。市では、大切な方を亡くされたご遺族に少しでも負担のない手続きを行っていただけるよう、市役所の手続き書類の作成を支援する「おくやみコーナー」を事前予約制で開設しています。また、ご遺族には、各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を死亡届の提出時にお渡ししています。市ホームページからも閲覧可。

〔問い合わせ 戸籍住民課 TEL82-9619〕

自治会行事と宗教について

Q 自治会行事と神社の祭り等との関係について、どのように対応したらよいのでしょうか。

A 自治会そのものが特定の宗教活動をすることは、互いの信教の自由を認めている状況の下では、不適当と考えられ、地域の神社の維持管理・修理の費用の寄付・宗教行事への参加・役当番を自治会組織を通して割り当てることは、各個人の自由であるべき信教の自由を侵す恐れがあります。

そのため、自治会が組織として宗教行事を行うことは慎しみ、神社の維持管理・修理等の費用の寄付や宗教行事への参加・役当番は、該当神社の氏子集団が

主催し、それへの自由な協力を得て行うべきであり、宗教への問題意識をもって、対処することが大切です。

6 自治会の運営

(1) 運営方法

自治会活動は会員の総意によるもので、会員本位の自主的かつ民主的な運営が行われなければなりません。

会員に自治会の一員であることの自覚を持ってもらうと同時に、他の会員の立場を理解し尊重し、積極的に人間関係を良くしていこうとする努力の積み重ねの上に自治会活動が形成されています。(相手からの協力は、自分から進んで協力することによって、初めて得られるとも言えます。)

運営方法については、総会や臨時総会などで、より多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決定していくためには、次の様な点に留意した運営が望まれます。

- ① 会員に分かりやすい規約(会則)を定め、運営方法を明確にする。
- ② 合議制で会議を進め、世代や性別に偏りがないように民主的に運営する。
- ③ 多くの人が参加し役割分担ができる組織づくりをする。
- ④ 会員の善意により無償で行われる活動ですから自治会にかかわりのあるすべての人々に対して、その意思決定までの手順や活動の内容、財政を含む組織運営の実態が分かるように、文書などを活用して自治会の全容について透明性を持たせる。
- ⑤ 必要な書類の保存をすると共に必要な情報の公開についても対応できるように配慮する。

(2) 役員の構成

会を代表する会長、副会長の他に、会計、書記、監事、専門部長などの運営に必要な役員を置きます。

(3) 役員の選出方法・任期

役員の選出方法については、選挙や輪番など色々とありますが、民主的で会員の意見が反映できる方法を、規約等で決めておく必要があります。役員の任期は、1年もしくは2年ですが、運営上の理由から2年制が望ましいです。

(4) 自治会の会費

自治会の地域的環境やその他の実情により、年間の所要経費に差異があるため、会費は各自治会によって異なります。

(5) 自治会の組の規模

自治会の中の組の規模については、具体的な数字を挙げることは困難ですが、連絡、活動運営などが円滑に行える規模が望ましいです。

(6) 意見や問題

地域で生活していく上で抱えている具体的な問題やこれに対する意見には、みんなの問題として考えていかなければなりません。

多くの会員の意見や考え方を聞き、民主的に解決を図る努力が必要になります。

(7) 活動の報告

前年度の事業実績報告や収支決算、会計監査報告は、必ず会員の方に周知する必要があります。新年度の総会で報告する方法が一般的です。

また、新年度事業計画や新年度収支予算は、総会に諮り決定することが大切です。

(8) 自治会加入への呼びかけ

地域内の転入者の方には、忘れずに自治会加入を呼びかけましょう。

【一軒一声掛け運動】

組長、自治会長、一人一人が一軒一軒、加入を呼びかけましょう。

【集合住宅向け加入促進運動】

未加入世帯の多いマンション管理組合に自治会加入を呼びかけましょう。

(9) 規約の見直し

自治会の運営に支障がある場合には、規約の見直しを検討しましょう。

7 自治会役員の役割

(1) 役員の役割

① 会長

自治会を自主的、民主的に運営していくには、その組織を取りまとめるため、対外的にも、内務的にも代表の方が必要です。それが自治会長です。

会長は、各自治会の会則等に従い、会を総務し、その活動の中心になっていただく重要な役割を担っています。

② 副会長

副会長は会長を補佐し、会の円滑な運営に寄与し、会長が不在や事故等のときには、会長の職務を代行する役割を担っています。

③ 書記

会務を記録し、会の内外への連絡、広報などをします。

④ 会計

自治会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理します。

⑤ 監事

会の会計等を監査します。法人化を実施した自治会は、業務監査等も含みます。

⑥ 専門部長

会の日常的活動を多様に行うために専門部を設置しますが、その専門部を代表する役割を担っています。

⑦ 専門担当員

会活動の特定分野を行うために専門担当員を設置します。

⑧ 組長

組内会員の意見を役員会に伝えたり、会務の決定に参加したりする代議員的な役割と、決定された活動の実施主体という執行部的な役割の両方の性格を持っています。

⑨ 自治会役員のその他の役割

自治会の会務の執行を円滑に行う上で必要な役員が置かれていますが、広い地域が一体となって活動することが効果的な結果を得られる活動もあり、これらの「地域活動」への参加も役員やその代理の方の役割となっています。

市内には、防犯活動を目的とした防犯協会、交通安全活動を目的とした交通安全

対策協議会などの団体があり、各自治会の役員が構成メンバーとなっています。

役員は、各分野における自治会の代表として、地域環境の向上のために団体全体の活動に参加し、そこで得た情報を自治会員に伝えるという役割も担っています。

(2) 各専門部・専門担当員

① 交通対策部

自治会活動を通じて交通事故を防止するため、昭和45年6月自治会内に交通対策部が設けられました。

交通対策部の業務内容は、地域住民の交通安全意識を高揚するための交通安全思想の普及、身近な交通環境の整備、情報活動などです。具体的には、交通安全に関する学習会等の開催、カーブミラー等の交通安全施設の点検調査等を実施しています。

主な活動内容

- ア 春・夏・秋・年末年始の交通安全運動への参加
- イ 交通安全街頭指導
- ウ 交通安全情報の伝達
- エ その他交通対策事業

② 防犯対策部

自治会を拠点として、犯罪のない明るい町づくりを推進するために、防犯対策部長を中心に防犯研修会等の開催、防犯パトロール、防犯灯の点検等を効果的に実施する目的で、平成元年4月、防犯協会の見直しに伴い設けられた制度です。

主な活動内容

- ア 防犯灯の維持点検、修繕の連絡、設置・移設の申請
- イ 春・夏・秋・年末年始の地域安全運動（防犯運動）への参加
- ウ 防犯情報の伝達
- エ その他防犯対策事業

③ 自主防災会（部）

大規模災害時は地域全体の助け合う「共助」が最も重要となるため、地域住民主体の「自主防災会」を組織します。地域の実情に応じては、自治会内の防災組織を自主防災会と兼ねる場合もあり、地域防災力の強化につながる活動を行います。

主な活動内容

- ア 防災訓練への参加
- イ 防災資機材の整備管理
- ウ みんなで作る防災マップ（自治会防災マップ）の作成
- エ その他防災活動

④ 募金担当員

赤十字会員増強運動及び共同募金の寄附金等のとりまとめをします。

主な活動内容

- ア 募金担当員を対象とした地区説明会への出席
- イ 自治会内において自治会会員への募金協力を依頼
- ウ 寄附金等を取りまとめ窓口へ現金を納入

⑤ 廃棄物減量等推進員

ごみ処理事業は行政だけでなく、市民一人一人の自覚と協力が必要です。自治会内におけるリサイクル運動への参加、不法投棄防止等に対して、地域と行政との一体的取組を促進します。

主な活動内容

- ア 分別ルールの周知
- イ 収集場所での立会い
- ウ 収集場所利用者の清掃当番制の徹底
- エ 分別ルール周知
- オ 不法投棄の通報
- カ 集団回収、美化清掃等への参加呼び掛け
- キ 収集場所の美化活動の実施
- ク 自治会内、隣接自治会と収集場所の調整
- ケ リサイクル指導員との連携

8 自治会関係団体年間予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
自治会関係	役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	お休み	役員会 企画会
	地区連合正 副会長会議	定期総会 (市連合)			自治連 だより 配布	
	自治会会長会議(地区連合会) 福祉ふれあいまつり(地区連合会ほか)					
交通関係	交通環境の改善に関すること、各地交通安全研修会の開催					
	春の全国 交通 安全運動			夏の 交通事故 防止運動		秋の全国 交通 安全運動
防犯関係	春の全国 地域 安全運動			夏の全国 地域 安全運動		
	防犯灯の管理、防犯パトロール、車両による防犯広報 各地区防犯研修会の開催等、防犯かながわ・はだの防犯だより配布					
その他	赤十字会員 増強運動 (説明会)	赤十字会員 増強運動 月間				社会福祉協 議会普通会 員募集運動 説明会
	丹沢 まつり	市民 体育祭				たばこ 祭
			防災指導 員等研修 会		総合防災 訓練(市)	市内一斉 美化清掃
			廃棄物減 量等推進 活動説明 会			赤い羽根 共同募金 (説明会)

予定については変更になることがありますのでご注意ください

10月	11月	12月	1月	2月	3月	特記事項
役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	役員会 企画会	毎月第3木 曜日に開催
				自治連 だより 配布		
自治会会長会議（地区連合会） 福祉ふれあいまつり（地区連合会ほか）						
交通環境の改善に関すること、各地交通安全研修会の開催						
	交通防犯 市民の つどい	年末の 交通事故 防止運動				
秋の全国 地域安全 運動		年末年始 特別警戒 地域安全 運動				
防犯灯の管理、防犯パトロール、車両による防犯広報 各地区防犯研修会の開催等、防犯かながわ・はだの防犯だより配布						
社会福祉協議会 普通会員募集運動						（その他） 行政からの 回覧 まちづくり 事業 公民館だよ りの配布
	市民の日					
	秋の火災 予防運動	歳末火災 特別警戒			春の火災 予防運動	
赤い羽根 共同募金		年末たすけあい 共同募金運動				

9 回覧等の文書が家庭に届くまで

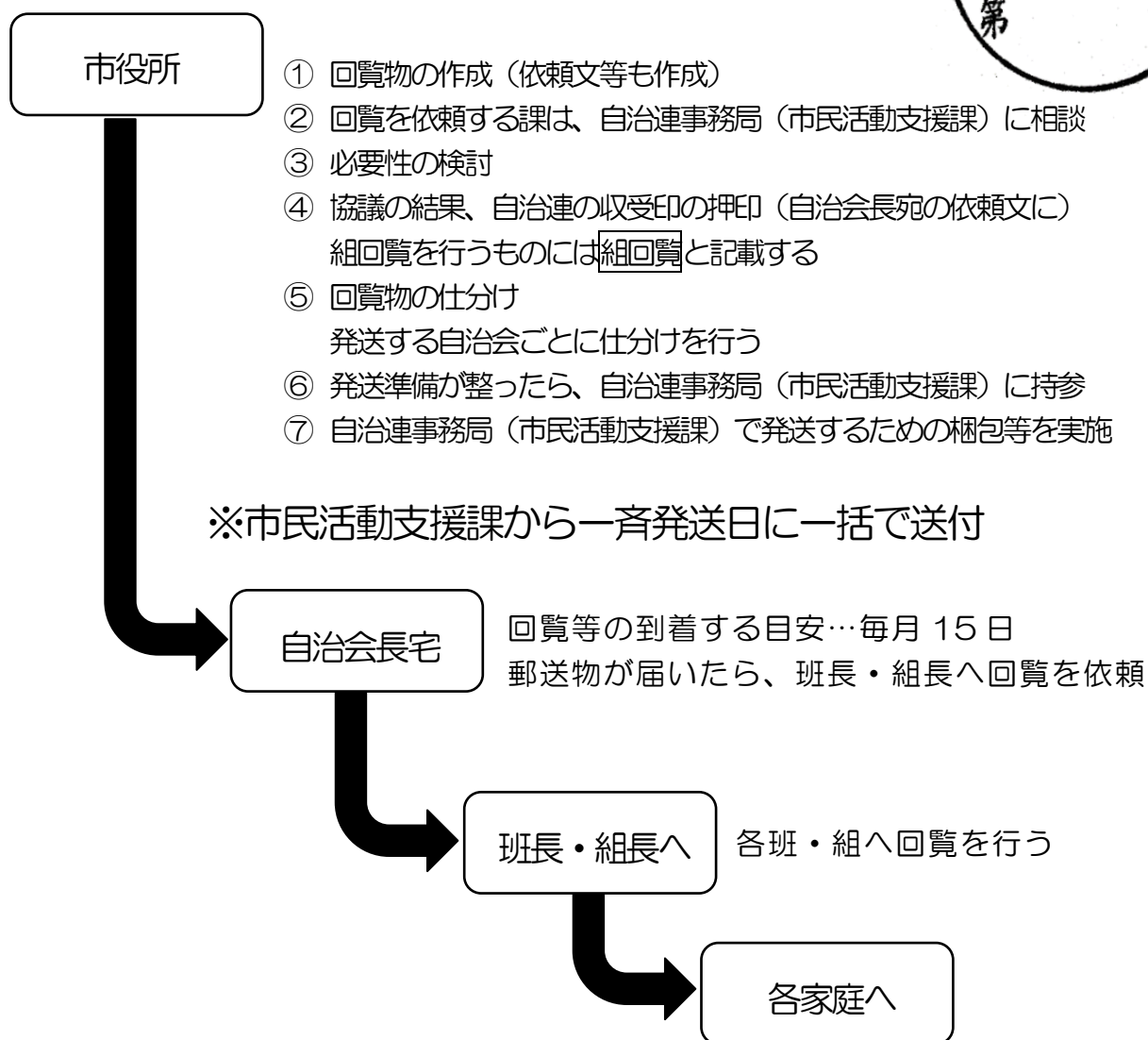
市役所から自治会回覧等の依頼があった際のルールを自治会連合会として、市と協議し、次のように決めています。

ここで「回覧等」とは、組回覧、全戸配布、ポスター等の掲示をいいます。

回覧等を依頼する課で、その必要性の検討を行い、安易な依頼はしないようにしています。回覧等を止むを得ないと判断されるものの取扱要領を遵守し、極力減らすよう努めています。



【回覧物が家庭に届くまで】



各班・組の回覧ルールに従って回覧する

10 防犯灯の管理制度

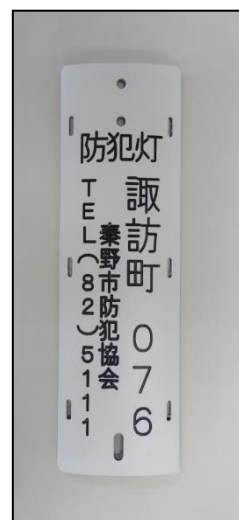
防犯灯は各自治会で設置し、維持管理も自治会費で負担していましたが、平成3年10月1日より、防犯灯の所有権が自治会から防犯協会へ移管され、防犯灯を正常な状態で維持管理していくため、自治会と防犯協会ではそれぞれ役割を分担することになりました。

また、平成27年度から防犯灯ESCOサービスがスタートし、電気代の削減、防犯灯管理システムによる一元管理、自治会への負担の低減が実現されました。

今後も、自治会と防犯協会の役割の中で、適切な防犯灯の管理をしていきます。

【防犯灯修繕の流れ】

- ① 球切れなどで、修繕が必要な場合は、防犯灯に取り付けてある防犯灯管理プレートを確認し、自治会名、防犯灯管理番号及び必要な修繕の内容を自治会の防犯対策部長に通報します。ただし、ポールの根腐れ等による建替えなどについては、防犯協会事務局へ連絡します。
- ② 球切れ等の連絡を受けた防犯対策部長は、防犯協会提携先のコールセンターに修繕を依頼します。
- ③ コールセンターにて受け付けられた修繕依頼は、地元電気工事店が修繕します。
- ④ 防犯対策部長から球切れ等の通報を受けた電気工事店は、原則として3日以内に修繕します。
- ⑤ 修繕後、電気工事店からコールセンターに報告があり、防犯灯管理システムに反映されます。
- ⑥ 防犯協会事務局は、年間の維持管理料を事業者へ支払います。



（ 問い合わせ 防犯協会事務局（地域安全課内）Tel82-9625
コールセンター Tel0465-34-0858 ）

11 自治会活動支援（補助金・交付金）

地域社会の形成に欠かせない自治会活動を支援するため、次のような支援制度があります。制度の利用に当たっては、事前に申請時期や補助要件等の詳細を担当課へ相談してください。

(1) 自治会交付金

【要綱：秦野市自治会交付金要綱】

交付金は、自治会長活動、環境・衛生活動、交通対策活動、防犯対策活動その他自治会活動全般の経費について充てることができます。ただし、神社祭礼等の宗教活動への支出はできません。手続として、年度当初の概ね5月に申請手続が必要です。

また、年度が終了する3月に実績報告が必要です。

令和6年度から、申請手続等の負担軽減のため、廃棄物減量等推進活動交付金を自治会交付金に統合しました。そのため、自治会交付金のうち上記に充てる金額の他、ごみ収集場所の維持管理や美化意識啓発等の活動経費として活用するものについて交付金額を加算します。

自治会交付金に関する問い合わせ
市民活動支援課 Tel82-5118
ごみ収集場所の維持管理や美化意識啓発等の活動経費に関する問い合わせ
環境資源対策課 Tel82-4401

(2) 自治会館建設等補助金

【要綱：秦野市自治会館建設等補助金交付要綱】

自治会館を新築、修繕する場合に費用の一部を補助する制度です。新築、修繕ごとに事前に予算計上する必要がありますので、**新築、修繕をする前年の8月までに市へ要望書及び見積書を提出してください。**また、自治会館の借地料の一部を補助する制度もあります。

〔 問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118 〕

(3) 市民によるまちづくり（事業通常）交付金

【要綱：秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱】

住民自治意識の高揚を図り、コミュニティ活動の健全な育成に資するため、市民によるまちづくりのための事業を実施する地域に対して交付しています。

〔 問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118 〕

(4) 市民によるまちづくり交付金（まちづくり拠点）

【要綱：秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱】

まちづくり委員会に対して地区のまちづくり拠点としての賃借料、光熱水費及び通信費について交付しています。1地区1か所のみです。

月額賃借料の1/2の額(50,000円を上限)に対象月数を乗じた金額と光熱水費または通信費の負担が生じる場合には、1か月ごとにそれぞれ10,000円を上限に、対象月数を乗じた金額を加算した金額とします。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

(5) 地域まちづくり計画推進交付金

【要綱：秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱】

各地区のまちづくり委員会の地域まちづくり計画に位置付けられている事業に対して交付しています。

1地区あたり100万円を上限としています。

令和2年度までの特別事業交付金の交付を受けていた事業を継続実施する場合には、その事業に対しての交付額は20万円を上限とします。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

(6) 市民によるまちづくり交付金(財産区支援)

【要綱：秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱】

各財産区から市一般会計への繰入金に基づき、交付金を交付しています。交付金額等については、各地区のまちづくり委員会と担当課でその都度協議しています。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

(7) コミュニティ事業交付金

【要綱：秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱】

財団法人自治総合センター主管の一般コミュニティ助成事業に採択された事業に対して交付しています。8地区の輪番制で申請を行っています。

〔問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118〕

(8) 児童遊園地遊具整備費補助金

【要綱：秦野市児童遊園地遊具整備費補助金交付要綱】

自治会が管理する児童遊園地に対して、遊具の新設、増設及び撤去工事に係る経費を補助する制度です。9月頃、補助金希望の有無を確認するための案内を送付します。(10月中旬頃×切)。

※1度補助金を利用すると、その後3年間は利用することができません。

〈補助率〉

① 補助対象事業費が30万円以下のときは、補助対象事業費の全額。

② 補助対象事業費が30万円を超え、50万円以下のときは、30万円と30万円を越える部分の額に80パーセント以内の補助率を乗じて得た金額との合計額。

〔問い合わせ こども育成課 Tel86-6270〕

12 市から自治会へ例年お願いをしている事業等

市から定例的に依頼している事項は次のとおりです。各自治会の予定や引き継ぎの参考にしてください。詳細については担当課までお問合せください。

なお、記載がない月についても、ご協力・ご依頼をする事業等がある場合があります。

《4月》

○民生委員・児童委員全国一斉改選に伴う選出について【地域共生推進課：Tel82-7392】

内 容：選出に関する地区説明会開催についての依頼文を単位自治会長あてに送付

備 考：民生委員・児童委員の任期は3年で、3年に1回任期が終了する年に選出の依頼があります。

〈選出に向けた流れ（予定）〉

4～5月：地区説明会の開催・候補者選出活動開始

7月：候補者選出期限

12月1日：委嘱（任期開始）

《5月》

○自治会加入状況調査【交通住宅課 Tel82-9642】

内 容：はだの丹沢ライフ応援事業助成金の交付要件となっている自治会加入について、該当する自治会に対し、加入状況調査への回答を依頼するものです。

提出物：自治会加入状況調査票

《6月》

○社会を明るくする運動推進委員会総会の出席依頼【市民相談人権課 Tel82-7618】

内 容：推進委員である各地区自治会連合会の副会長に、総会への出席を依頼するもの。

備 考：5月に出席依頼の通知を送付し、総会は6月初旬に行う予定です。

○はだの市民が創る男女共同社会推進会議の参加依頼【市民相談人権課 Tel82-7618】

内 容：男女共同参画社会を推進するための啓発活動（選出委員1名のみ参加）

備 考：各単位自治会から1名選出いただきます。任期は2年で、任期が終了する年の年度末に推薦の依頼があります。

《7月》

○河川浄化月間【環境共生課 Tel82-9618】

内 容：葛葉川、金目川、四十八瀬川で環境ウォーク（ごみ拾い等）を実施しており、近隣の自治会へ参加の依頼をしています。

○社会を明るくする運動啓発活動【市民相談人権課 Tel82-7618】

内 容： 駅頭及び街頭での啓発活動を行います。7月初旬に実施します。

(令和5年度参加実績：駅頭12人、街頭3人)

提出物： 参加報告書

備 考：6月初旬実施の社会を明るくする運動推進委員会総会時、参加について依頼し、参加報告書を配付する予定です。

＜9月＞

○市内一斉美化清掃【環境資源対策課 Tel82-4401】

内 容： 自治会主催事業として実施しており、市ではごみ袋の配布と実施後のごみ収集を行っています。

提出物： 収集依頼票（事業実施前に提出）

備 考：9月第1又は第2日曜日（防災訓練の後、かつたばこ祭りの前に実施）

＜11月＞

○地域の子どもの幸せを考える秦野市民会議【こども育成課 Tel86-6270】

内 容： 毎年11月の子供・若者育成支援推進強調月間をとらえ、本事業を開催しています。

備 考：自治会長宛に本事業開催の通知をしていますが、参加の強制をするものではありません。

○はだの市民が創る男女共同社会推進会議の参加依頼【市民相談人権課 Tel82-7618】

内 容：6月開催のものと同様

＜12月＞

○秦野市青少年指導員及び青少年相談員の推薦依頼【こども育成課 Tel86-6270】

内 容：青少年指導員及び青少年相談員の推薦を依頼するもの。

提出物：・青少年指導員推薦書・青少年指導員本人承諾書

・青少年相談員推薦書・青少年相談員本人承諾書

要 綱：・秦野市青少年指導員の設置に関する規則

・秦野市青少年相談室設置条例施行規則

備 考：12月上旬に、各自治会長に依頼しますので、各自治会長は、2月上旬までに、各地区自治会連合会会長に提出してください。

任期は2年間で、2年に1回の依頼です。

各地区自治会連合会会長は、各自治会長から提出された書類を取りまとめて、市に提出してください。（2月中旬頃締め切り）

《3月》

○年度当初までに提出を依頼する書類の送付

【市民活動支援課 Tel82-5118】

【自主防災会等編成表に関するもののみ防災課 Tel82-9621】

内 容： 次年度の自治会活動に関する書類の提出を依頼するものです。

提出物： ・自治会各種役員等連絡届【単位自治会】

・自主防災会編成表

・地区自治会連合会正副会長連絡届【地区自治会連合会】

・告示事項変更届出書（変更がある場合のみ）【法人化している自治会】

・規約変更許可申請書（変更がある場合のみ）【法人化している自治会】

備 考：提出期限は提出物によって異なります。

《その他》

○子供広場の管理【こども育成課 Tel86-6270】

内 容： 子供広場が所在する14自治会に、管理を委託しているものです。

提出物： ・子供広場管理謝礼振込先連絡書

・通帳のコピー

※管理に伴う謝礼をお支払いしており、その支払先を教えてください。
くための書類です。

要 綱：秦野市子供広場設置要綱

備 考：契約満了の日の1か月前までに申し立てがない時は1年毎に自動更新です。
書類の提出時期については、担当課に確認してください。

※例年年度末に送付

13 自治会活動中の事故

＊ ＊ 費用負担・事前の手続き不要の保険があります ＊ ＊

「市民活動補償」とは、みなさんが地域でボランティアやコミュニティ活動を安心して行えるように補償するための保険です。自治会での活動中、例えば市内一斉美化清掃の活動中にケガをしたり、過失により損害賠償責任が生じたりしたときなど、申請によって支払われるものです。

【対象となる団体】

- ①市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成されていること
- ②ボランティアやコミュニティ活動を行う団体が、直接的な活動を行っていること
- ③その活動が営利・政治・宗教を目的とせず、市民の自由意思の下に継続的・計画的に行われていること

【対象となる活動】

市民活動団体が自主的かつ計画的（継続的）に行う公益性のあるコミュニティ活動
自治会活動、美化・清掃活動、防犯・防災活動、社会福祉活動、青少年育成活動など
（活動の内容によっては、補償の対象にならないことがあります。）

【傷害補償】

補償項目	補償限度額
通院補償	1日2,000円（90日を限度）
入院補償	1日3,000円（180日を限度）
後遺障害補償	500～15万円 （熱中症、細菌性中毒、ウイルス性食中毒は300万円）
死亡事故	500万円 （熱中症、細菌性中毒、ウイルス性食中毒は300万円）

※ 賠償責任補償制度もあります。

もし事故が起きてしまったら…

- ①市民活動支援課に電話で連絡
 - ②書類の提出
 - ▶ 事故報告書 ▶ 当日の参加者名簿 ▶ 会則、規約
 - ▶ 年間の活動計画表 ▶ 当日の活動チラシ ▶ 事故通知遅延理由書（※）
- ※事故発生日から数えて2週間を過ぎてから事故報告書を提出する際に必要です。
- ③市から保険会社に事故の報告
 - ④負傷者から保険会社へ請求書の提出
 - ⑤負傷者が指定した金融機関の口座へ保険会社から補償金の支払い

14 自治会の法人化

今まで自治会が実質所有している不動産があっても、自治会名義で登記ができなかったため、会長などの個人名義で登記されていました。名義人の死亡や転居などを機に、相続等に起因する財産上のトラブルが生じるという声が起こり、各方面よりこの解決策が求められてきました。

こうしたトラブルを未然に防止するために平成3年（1991年）4月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布施行され、住民自治組織を「地縁による団体」と位置付け、一定の要件に該当していれば権利能力を付与する措置（地方自治法第260条の2）がとられました。

「地縁による団体」とは、町又は字の区域その他市町村内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地方自治法第260条の2第1項）です。

具体的には「地縁による団体」に係る申請を行い、一定要件に該当しているものであれば市が認可します。認可の公告が終了後、法人格が取得できます。

法人として登記ができる権利は、次の不動産または不動産に関する権利等です。

- (1) 不動産登記法第1条各号に掲げる土地及び建物に関する権利（所有権など）
- (2) 立木ニ関スル法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権・抵当権
- (3) 登録を要する金融資産（国債など）

法人化による効果は、自治会名義で不動産の登記ができ、個人名義での登記でないため、相続等に起因する財産上のトラブルが生じないことです。

なお、平成9年（1997年）3月7日、3月定例議会議案審議の席上、市より不動産等の財産を所有管理する自治会への法人化の促進指導の方針が打ち出されています。

〔 問い合わせ 市民活動支援課 Tel82-5118 〕

また、自治会のように地域活動を目的とする団体であっても、継続した物品の販売や不動産の貸付け等の収益性がある事業を行うと、事業の収益が法人税（国税）や事業税（県税）の課税対象となる場合があります。そうした場合には団体としての自治会が法人県民税（県税）の対象にもなります。

事業の収益性の有無については、税務署の判断によりますが、法人市民税（市税）については、収益事業の有無に関わらず、申請をすることで免除されます。

〔 問い合わせ 市民税課 Tel82-5129 〕

15 自治会設立に関する手続き

自治会設立に関する一般的な手続きは次の通りです。

- (1) 自治会設立準備委員会の発足
- (2) 地区自治会連合会への事前相談
- (3) 自治会設立総会議案書の作成
 - ア 設立総会次第
 - イ 自治会会則(案)
 - ウ 役員候補者名簿
 - エ 予算(案)
 - オ 事業計画(案)
 - カ 会員名簿
- (4) 設立総会の開催、承認
- (5) 自治会新設届を地区自治会連合会を通じて自治会連合会事務局に提出
 - ・自治会新設届
 - ・添付書類
 - ア 自治会会則
 - イ 会員名簿
 - ウ 各種役員等連絡名簿
 - エ 予算書(案)
 - オ 事業計画(案)
 - カ 区域図（隣接自治会の確認印を押印）
- (6) 市から自治会活動交付金の交付
自治会の健全な育成を図るため、世帯数・組数に応じて、自治会活動交付金が交付されます。

〔 問い合わせ 自治会連合会事務局（市民活動支援課内）直通 82-5118 〕

16 自治会規約（例）

※ 規約の名称に制限はなく「会則」「規程」といった名称でも実質的に必要事項が定められていればよい。

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇〇自治会（以下「会」という。）と称し、その事務所を会長宅に置く。

（組織）

第2条 本会は、本会区域内に居住し、趣旨に賛同する個人及び事業所をもって組織する。
ただし、事業所は、賛助会員とし、議決権を有しない。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦と連携を深め、住民の福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。
- (2) 交通事故の防止・防犯・防災に関すること。
- (3) 地域の美化清掃等区域内の環境整備に関すること。
- (4) 専門部活動に関すること。
- (5) 行政、関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (6) 所有する資産又は施設の管理及び運営に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 〇 名 |
| (3) 書 記 | 〇 名 |
| (4) 会 計 | 〇 名 |
| (5) 監 事 | 〇 名 |
| (6) 専門部長 | 〇 名 |
| (7) 専門担当員 | 〇 名 |
| (8) 組 長 | 各組1 名 |

（役員を選出）

第6条 会長、副会長、書記、会計、監事、専門部長、専門担当員は、総会において会員の
中より選出する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員とは、相互に兼ねることはできない。

3 組長は、組構成員の互選による。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 監事は、会の会計等の監査を行う。

6 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

7 専門担当員は、会活動の特定分野の業務を行う。

8 組長は、組をまとめ、代表して、会務に協力する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び組長会とする。

2 総会を除き会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(総会)

第10条 定期総会は、役員及び会員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会の開催は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、会長が招集する。

3 総会の議長は、役員を除く会員の中から選出する。

(総会付議案件)

第11条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業報告及び事業計画

- (3) 規約変更に関すること。
- (4) その他、役員会が必要と認める事項

2 役員会が必要と認める事項中、急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会において承認を受けることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、専門部長及び専門担当員で構成し会長が必要に応じて随時招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営及び事業の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

(組長会)

第13条 会長は、次の場合に組長会を招集する。

- (1) 会員に周知、伝達を要する事項が発生したとき。
- (2) その他、会長が必要と認めるとき。

(部会)

第14条 本会の事業を円滑に実施するため、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会には、会長の委嘱する部会員を置き、正副部会長は、部会員の互選による。
- 3 部会は、部会長が招集し会議を主宰する。
- 4 部会長は、部会を招集するときあらかじめ会長に通知するとともに、部会の協議経過及び結果を報告しなければならない。

(組)

第15条 本会の運営を円滑に実施するため、組を置く。

- 2 組の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受ける。
- 3 組は、会員の中から組長を選出する。組長は、原則として輪番制とする。

(連合組織)

第16条 本会は、広域的問題に対処するため、自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第18条 本会の経費は、会費、寄附金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第19条 会費は、一世帯単位とし、別に定める金額とする。会費は各組において徴収し、組長がまとめて会計に納入するものとする。

2 賛助会費は、別途定める。

3 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(支出)

第20条 支出は、総会で議決された予算に基づく、会の目的に沿って行う。

(資産等)

第21条 会長は、会の資産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(会計及び資産帳簿)

第22条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整理する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(入会)

第23条 会に入会しようとするものは、組長又は会長に届け出るものとする。

会の区域内に入居した世帯又は開業した事業所があったときは、会はその世帯又は事業所にこの会の主旨を説明し、入会の案内をするものとする。

(退会)

第24条 会員の退会は、次の場合とする。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 本人より退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(委任規定)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会において協議のうえ定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 〇〇〇〇規約（昭和〇〇年〇〇月〇〇日施行）は廃止する。

※なお、この規約（例）は、一般的なものです。地縁による法人化を計画される自治会にあっては、規約の中に必ず規定しなければならない条項がありますので注意してください。また、規約に定めた以外の事項は、規約細則等で明確にしておく事が大切です。

自治会規約細則（例）

第1条 自治会の運営にあたり規約に定めた以外のことは、本細則により行う。

第2条 業務施行のため、次の専門部（会）及び専門担当員を置く。

（1）

（○） 交通対策部

自治会交通安全対策部設置要綱により活動を行う。

（○） 防犯対策部

自治会防犯対策部設置要綱により活動を行う。

（○） 自主防災会（部）

自主防災会規約により活動を行う。

（○）

（○） 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員制度等に関する活動を行う。

（○） 募金担当員

（○）

（○）

第〇条

第〇条 自治会の公式帳簿として、次の書類等を整理保管する。

帳簿等の名称	保管年限	整理保管責任者
自治会規約	永 年	自治会長
自治会規約細則	永 年	自治会長
自治会役員名簿	永 年	自治会長
会員名簿台帳	永 年	会計
予算・決算・監査報告	10 年	会計
総会議事録	10 年	自治会長
会館運営規約	永 年	自治会副会長
会館運営規約細則	永 年	自治会副会長
※会館建設管理記録台帳	永 年	自治会副会長
役員会会議録	5 年	自治会副会長
事業資料	3 年	部長

2 整理保管責任者は、交代の際に必ず後任者に全部を引き継ぐものとする。

3 書類は、自治会会館に保管するものとする。

※ 会館建設管理記録台帳—建築確認関係書類、工事請負契約書、設計書、修繕見積書、補助金交付申請関係書類、工事写真、修繕等経過書等

第〇条

第〇条 本細則に定めのない事項については、役員会において決定する。

附 則

この細則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

第23条関係
入会申込書（例）

〇〇〇自治会入会申込書

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会様

住 所

世帯主氏名

印

電話番号 TEL

私は、家族で貴自治会に入会申込みします。

世帯人数（ 名）

第24条関係
退会届（例）

退 会 届

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会様

住 所

（ 組）

世帯主氏名

印

電話番号 TEL

私は、家族で貴自治会を次の理由で退会しますので、届け出します。

理由

1 転居のため

2 その他（ ）

17 会館運営規約（例）

（目的）

第1条 この規約は、〇〇〇会館（以下「会館」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（運営管理）

第2条 会館の運営管理は、〇〇〇自治会で選出した委員があたる。

（運営委員会）

第3条 委員は、互選により、委員長1名、副委員長1名、会計1名を決め運営委員会を構成する。

2 委員の任期は、自治会の規定を準用する。

3 運営委員会は、会計年度終了後に、年間の活動及び収支等を自治会総会に報告し、承認を得ることとする。

（会館の使用）

第4条 会館は、地域住民の親睦、福利厚生、交流の場として使用することを原則とする。

2 自治会及び会員が使用しない場合で、運営委員会が必要と認めたときは他の団体等に使用させることができる。

（使用の制限）

第5条 会館は、次の各号に該当する場合は使用できない。

- (1) 自治会又は会員の利益に反するとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 危険物を持ち込むとき。
- (4) その他、運営委員会が適当でないと認めるとき。

（使用の申込み）

第6条 会館を使用する場合は、〇日前までに運営委員会に申し込み、使用の許可を受けることとする。

（使用料、分担金）

第7条 会館の使用料は、有料とする。ただし、会の運営のための会合、会員相互の交流等に利用する場合には、無料とする。

(使用時間)

第8条 使用時間は、次のとおりとし、使用料は別表の通りとする。

午前の部 午前〇時 ～ 午前〇時まで

午後の部 午後〇時 ～ 午後〇時まで

夜間の部 午後〇時 ～ 午前〇時まで

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 使用後は清掃のうえ、整理整頓し原状に復すること。
- (2) 退出の際は、火気及び戸締まりを確認すること。
- (3) 使用後、運営委員会に使用が終了した旨の報告を行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼさないこと。

2 使用者が故意又は重大な過失により、施設や備品等を破損もしくは紛失した場合は、その損害を賠償することとする。

(維持費用等)

第10条 会館の建物及び付帯設備等の維持保存に必要な経費は、自治会が負担する。

(規約の改正)

第11条 この規約を改正又は変更しようとするときは、自治会・運営委員会の決定を経るものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、施行上必要な事項については自治会・運営委員会に委任する。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

18 自治会事業計画（例）

令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇自治会事業計画書

令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

月	事業内容
4月	役員会(役員事務引継ぎについて)
5月	役員会(市民体育祭について) 自治会連合会総会 市民体育祭 日本赤十字募金
6月	
7月	役員会(納涼大会について) 納涼大会準備
8月	納涼大会 役員会(防災訓練について) 防災訓練
9月	市内一斉美化清掃
10月	役員会(〇〇〇について) 赤い羽根募金
11月	
12月	社会福祉協議会会費集金
1月	役員会(〇〇〇について) 新年会
2月	役員会(自治会運営について反省会 〇〇〇について)
3月	役員会(総会、決算及び事業報告、予算及び事業計画案) 会計監査 総会(決算及び事業報告、予算及び事業計画、役員選出)

19 自治会収支予算書（例）

令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
会 費				一般会費@〇〇〇×世帯数 賛助会費@〇〇〇×件数
交付金・補助金				
交付金				秦野市自治会交付金
補助金				
会館使用料				
雑収入				
繰越金				前年度繰越し金
合 計				

（支出の部）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
会議費				総会 役員会
事務費				会議資料
事業費				〇〇用具購入
会館維持管理費				
交際費				慶弔費
負担金				〇〇負担金
助成金				子供会
予備費				
繰り出し金				〇〇建設費積立て
合 計				

※ 収入の部の合計額と支出の部の合計額は、本年度・前年度も一致します。

20 自治会事業報告書（例）

令和〇〇年度〇〇〇〇〇自治会事業報告書

令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

月 日	事 業 内 容
4月〇〇日	役員会(総会及び役員事務引継ぎについて)
5月〇〇日	役員会(市民体育祭について)
〇〇日	自治会連合会総会会長出席
〇〇日	市民体育祭 〇〇〇名参加
	日本赤十字募金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
6月	
7月〇〇日	役員会(納涼大会について)
〇〇日	納涼大会準備 〇〇名参加
8月〇〇日	納涼大会 〇〇〇〇名参加
〇〇日	役員会(防災訓練について)
〇〇日	防災訓練 〇〇名参加
9月〇〇日	市内一斉美化清掃 〇〇名参加
10月〇〇日	役員会(〇〇〇について)
	赤い羽根募金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
11月	
12月	社会福祉協議会会費集金 〇〇名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
1月〇〇日	役員会(〇〇〇について)
〇〇日	新年会〇〇名参加
2月〇〇日	役員会(自治会運営について反省会 〇〇〇について)
3月〇〇日	役員会(決算及び事業報告、予算及び事業計画案)
〇〇日	会計監査
〇〇日	総会(決算及び事業報告、役員選出、予算及び事業計画)総会

21 自治会収支決算書（例）

令和00年4月1日～令和00年3月31日

令和00年度00000自治会収支決算書

収入決算額 00000円

支出決算額 00000円

差引き額 00000円（次年度へ繰越し）

※ 残額内訳 1 現金 00000円

2 普通預金 00000円(00農協〇支所)

(収入の部)

(単位：円)

項 目	予 算 現 額			収 入 済 額	※ 比 較	備 考
	当 初 予算額	※補正 予算額	※計			
会 費						一般会費@000×世帯数 賛助会費@000×件数
交付金・補助金						
交付金						秦野市自治会交付金
補助金						
会館使用料						
雑 収 入						
繰 越 金						前年度繰越し金
合 計						

※ 比較欄には、収入済額が予算額より多い場合は、0000円と、収入済額が
 予算額より少ない場合は、△0000円と記載する。
 補正予算がない場合、※欄は削除してよい。

(支出の部)

項 目	※予 算 現 額				支出済額	比較	備考
	当初予算額	補正予算額	流用額	計			
会議費							総会 役員会
事務費							会議資料
事業費							
行事費							納涼大会
防犯部費							
交通部費							
〇整備費							〇〇用具購入
会館維持管理費							
交際費							慶弔費
負担金							〇〇負担金
助成金							子供会助成
予備費							
繰り出し金							〇〇建設費積立
合 計							

※ 補正予算又は流用額がない場合、※欄は削除してよい。

金額を支出した証拠書類となる領収書は、必ず受け取って保存しておきましょう。

自治会の事業は、誰でも分かりやすく、明確なものが望めます。

※財産等がある場合は、財産目録などを作成することが大切です。

財産目録

令和〇〇年3月31日

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	II 固定資産	I 流動負債	II 固定負債
1 現金預金	1 土地(地目、面積、所在)	預り金	長期借入金
(1) 現金	2 建物(名称、面積、所在)		
(2) 預金	3 有価証券		
2 未収金	4 その他		

22 監査報告書（例）

監査報告書

令和〇〇年度〇〇自治会会計等を監査したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治会

監事 〇〇〇〇〇〇印

監事 〇〇〇〇〇〇印

※監査チェック事項等を予め決めておくことも大切です。

- ・ 帳簿が日付順にあるいは費目別にきちんと記入されているか。
- ・ 領収証や出金伝票がそろっているか。
- ・ 費目別に前年と比較しての動きはどうか。
- ・ 金額が多くなっている費目の支出理由が適切か。
- ・ 残額が多くなっている費目の執行残額理由が適切か。
- ・ 資産状況について、適切に管理されているか。

23 地区自治会連合会規約（例）

秦野市〇〇地区自治会連合会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、秦野市〇〇地区自治会連合会と称し、その事務所を地区自治会連合会長宅に置く。

（組織）

第2条 本会は、〇〇地区自治会長をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、〇〇地区の自治会が相互に連絡協調を保ち、市民の福祉の増進と自治会の適正な運営に努め、地域社会の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区自治会連合の運営の総合調整に関すること。
- (2) 市政に民意を反映させ市政の円滑な推進を図ること。
- (3) 自治会の運営、活動に関する研修会等の開催に関すること。
- (4) 自治会活動についての調査及び研究に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 監 事 若干名
- (5) 書 記 若干名
- (6) 理 事 若干名

2 必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。

（役員を選出）

第6条 前条の理事の選出は、あらかじめ定めた大字等の区域より選任する。

2 本会の会長、副会長、会計は、理事の互選により選出する。

3 監事、書記は、理事会において理事以外より選出する。但し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を掌理する。
- 4 理事は、会長、副会長と共に役員会を構成し、本会の事業の執行及び運営の協議に当たる。
- 5 書記は、本会の会議に出席し、必要な事務の処理に当たる。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会議は、総会、正副会長会、役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会を除き会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(総会)

第10条 定期総会は、役員及び会員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会の開催は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求あったときに会長が招集する。
- 3 総会は、会長が招集し、出席者の互選により選出された者が議長となる。

(総会付議案件)

第11条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算
 - (2) 事業報告及び事業計画
 - (3) 規約変更に関する事。
 - (4) その他、役員会が必要と認める事項
- 2 役員会が必要と認める事項中、急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会において承認を受けることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、分担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長、副会長協議のうえ定める。

附 則

この規約は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

24 秦野市自治会連合会規約

(昭和45年8月1日施行)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、秦野市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称し、その事務所を秦野市役所内に置く。

(組織)

第2条 連合会は、秦野市内の自治会長により組織する。

(目的)

第3条 連合会は、秦野市内の自治会が相互に連絡協調を保ち、市民の福祉の増進及び自治会の健全な運営に努めるとともに、地域社会の向上を図るため、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 自治会活動が、真に市民主体の活動として定着するよう啓発・普及活動を充実していくこと。
- (2) 連合会、地区自治会連合会及び単位自治会の3組織が連動した活動を展開するよう、方向や手法などについて提案していくこと。
- (3) 秦野市及び関係団体と協働して、各種のまちづくり活動及び市民活動を展開していくこと。

(活動内容)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、その活動内容を次のとおり定める。

- (1) 協働して取り組む行政施策の検討、提言及び実践
- (2) 単位自治会及び地区自治会連合会の運営に関する協力支援活動
- (3) 自治会活動についての調査、広報（啓発・普及）及び研究活動
- (4) 自治会の運営及び活動に関する勉強会（研修会）の開催
- (5) 行政の補完活動（回覧、各種委員の推薦等）
- (6) 情報交換
- (7) その他連合会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 若干名

(役員を選出)

第6条 前条の役員を選出は、地区自治会連合会正・副会長の互選により選任し、総会で報告する。

(役員の職務)

第7条 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、連合会の会計を掌理する。
- 4 書記は、会議録を作成するとともに、連合会の庶務を担当する。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 理事は、連合会の活動の運営協議を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が着任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 連合会の会議は、総会、役員会及び企画会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、出席者の互選により選出された者が議長となる。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は5月に、臨時総会は随時開催する。
- 3 総会は、全自治会長の過半数の出席（委任状出席を含む。）がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 臨時総会は、全自治会長の3分の1以上の要求があったときは、開催しなければならない。
- 6 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 活動報告及び決算に関すること。
 - (2) 活動計画及び予算に関すること。
 - (3) 規約の変更に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 役員会は、連合会の協議機関として、会長、副会長、会計、書記、監事及び理事により構成する。
- 3 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条の活動内容についての協議に関すること。
 - (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項に関すること。

(企画会)

第12条 企画会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 企画会は、各地区自治会連合会長により構成する。
- 3 企画会に付議する事項は、第4条の活動内容及び前条の役員会に付議する事項についての具体的な検討に関することとする。

(専門委員会)

第13条 会長は、連合会の活動を円滑に進めるため、必要と認めるときは専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、地区の会長が役員及びその他から選任する。
- 3 専門委員会の活動内容は、別に定める。

(経費)

第14条 連合会の経費は、分担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(委任規定)

第16条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、役員会で協議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和45年8月1日から施行する。
- 2 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、昭和50年6月7日から施行する。
- 4 この規約は、昭和51年6月1日から施行する。
- 5 この規約は、昭和52年5月21日から施行する。
- 6 この規約は、平成5年5月28日から施行する。
- 7 この規約は、平成18年5月20日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年4月13日から施行する。

25 自治会連合会見舞金等に関する規約

(平成8年9月19日施行)

秦野市自治会連合会の見舞金等は、次に定めるところによる。

1 見舞金

秦野市自治会連合会役員が負傷又は疾病により、引き続き15日以上入院したときは、10,000円の見舞金を贈る。

2 弔慰の品

秦野市自治会連合会役員等が死亡したときは、秦野市自治会連合会予算から次に掲げる者に対し、花輪等を贈る。

- (1) 秦野市自治会連合会役員
- (2) 秦野市単位自治会長（市連合会役員を除く）
- (3) 秦野市自治会連合会役員と同居している配偶者、親または子

3 返礼の取扱い

本会は、この規約による見舞金等の贈呈に対する返礼金品は受けないこととする。

4 その他

この規約に定めのない事例等で疑義が生じたときは、会長が役員会に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成8年9月19日から施行する。

この規約は、平成23年1月20日から施行する。

26 自治会連合会表彰規程

(昭和55年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規定は、秦野市自治会において、地域住民の福祉の増進及び住民自治の確立に功労が極めて顕著な者を表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰される者は、個人及び団体であって、次の各号の一に該当するもののうちから会長が選考し、秦野市自治会連合会役員会に諮りこれを定める。

- (1) 自治会連合会役員として、自治会連合会の発展に尽くし、その功労顕著な者で、満2年以上在職したもの
- (2) 自治会長として、地域住民の福祉の増進と住民自治の確立について、その功労顕著な者で、満5年以上及び満10年以上在職したもの
- (3) その他自治会の発展に功労顕著にして他の模範とするに足る者で、自治会連合会において特に表彰の必要があると認めたもの

(表彰の時期)

第3条 表彰は毎年自治会連合会定期総会の日に行う。ただし、自治会連合会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

2 この規定によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に授与する。

(在職年数の計算)

第5条 在職年数は、次の各号により計算する。

- (1) 在職年数は、その職に就いた日の属する月から起算し、退職の日の属する月まで、月をもって計算する。
- (2) 再就職した者の前後の在職年数は通算する。

(再表彰)

第6条 この規定により既に表彰を受けた者であっても、自治会連合会役員会で特に必要と認めた場合は、再表彰することができるものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、自治会連合会役員会で協議の上これを定める。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

27 自治会交通対策部設置要綱

(昭和45年6月1日施行)

第1 目的

現在の交通事故の激増にかんがみ、地域住民の交通安全意識を高揚し、自治会内に住む隣人のなかから痛ましい交通事故の犠牲者を出さぬことはもちろん、加害者にもならぬよう互いにいましめ自治活動を通じて交通事故を防止することを目的とする。

第2 組織

自治会から自治会長の推薦により若干名の交通対策部員を選出し、その互選により1名の部長を置く。

ただし、自治会構成員の多寡により部長のみを置くことができる。

第3 任期

原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 事業

(1) 交通安全思想の普及

- (ア) 交通安全ルール遵守のための呼びかけ運動
- (イ) 交通安全に関する印刷物配布等の広報活動
- (ウ) 交通安全に関する座談会、映画会、教室等の開催

(2) 交通環境の整備

- (ア) 違法駐車、物件放置等の路上障害の相互の自粛の徹底
- (イ) 交通安全施設（信号機、道路標識、道路照明、ガードレール、カーブミラー、道路ライン等）の点検調査
- (ウ) 道路を広く使うため、道路占用（商品陳列、植木等）の相互自粛の徹底

(3) 情報活動

自治会内における交通安全を阻害する状況等を確認したときは、自治会長と協議し、市役所交通安全担当課へ連絡すること。

(4) その他自治会において必要とする活動

第5 研修

交通対策部員は、交通安全に関する知識の修得のため、市の協力を得て自主的な研修に努める。

第6 関係団体との連絡協調

交通対策部長は、関係団体と緊密に連絡し、交通安全のための情報交換を行う。

第7 報告

交通対策部長は、自治会内の交通問題に関し、必要のつど自治会長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

28 自治会防犯対策部設置要綱

(平成元年 4月 1日施行)

第1 目 的

この要綱は、犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動の拠点として、自治会ごとに防犯対策部長を設置し、警察、防犯協会及び市との緊密な連絡協調の下、効果的な防犯活動が行われることを目的とする。

第2 組 織

自治会から自治会長の推薦により若干名の防犯対策部員を置き、その互選により1名の部長を置く。

ただし、自治会構成員の多寡により部長のみを置くことができる。

第3 任 期

防犯対策部員及び部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 事 業

(1) 防犯意識の高揚と活動の促進

(ア) 防犯活動に対する要望意見のとりまとめと連絡

(イ) 防犯座談会、懇談会等の開催

(ウ) 警察、防犯協会、市から配布される防犯資料等の自治会員への配布等

(2) 防犯灯、啓発用看板、その他の防犯施設の点検調査等

(3) 自治会内における治安を阻害する状況等を確認したときは、自治会長と協議し、警察又は市役所防犯担当課への連絡

(4) その他自治会において必要とする活動

第5 研 修

防犯対策部員は、防犯に関する知識の修得のため、警察、防犯協会及び市の協力を得て自主的な研修に努める。

第6 関係団体との連絡協調

防犯対策部長は、関係団体と緊密に連絡し、防犯対策のための情報交換を行う。

第7 報 告

防犯対策部長は、自治会内の防犯対策について、必要の都度自治会長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

29 自治会関係諸届様式

自治会活動を行う際に、自治会連合会事務局（市民活動支援課）に提出する諸届様式を掲載します。

事務局から随時、提出時期等についてはご案内します。年度途中等で変更があった場合、適宜連絡してください。

※関係諸届様式については、市のホームページからダウンロードできます。

- ・様式第1号 自治会各種役員等連絡届
- ・様式第2号 自治会長変更、自治会名称、代理人指定届
- ・様式第3号 地区自治会連合会正副会長連絡届
- ・様式第4号 自治会設立・自治会解散届
- ・様式第5号 自治会長傷病（死亡）報告書

30 回覧板、掲示板

(1) 回覧板

多くの自治会内で回覧用に使用されている回覧板（下記の写真参照）は、民間業者が、広告掲載企業等からの広告収入により作成しています。新たな作成等をする場合は、直接、民間業者が各自治会へ連絡します。

なお、作成時期は、例年春頃ですが、時期及び作成は、業者の都合であり、自治会の要望により作成が確約されるものではありません。

そのため、民間業者が作成した回覧板ではなく、自治会が任意で購入等したものをを使用することも可能です。



民間業者が広告収入により作成した回覧板 →

(2) 掲示板

自治会で作成された掲示板は、各自治会で維持管理が行われています。修繕等の費用に対する市からの補助金等の制度はないため、各自治会で対応をお願いします。

31 自治会SNS「いちのいち」

市では、自治会活動の見える化と負担軽減を目的とした自治会SNS「いちのいち」の普及を図っています。

電子回覧機能やコミュニティ機能など、自治会活動に役立つ便利な機能がたくさんありますので、ぜひご活用ください。